

# 町内会に関するアンケート 調査結果報告書

平成25年12月

佐世保市市民生活部市民生活課

# 目 次

1. 調査の目的と方法	2
2. 調査の結果	
(1) 回答者の属性	3
(2) 町内会の運営	5
①役員等の選出方法及び任期	5
②役員手当	10
③世帯数	11
④会費	12
⑤予算規模	13
⑥会則	14
(3) 町内会の主な活動内容	15
(4) 町内会の活動状況	17
(5) 町内会活動を行う上での最も大きな問題点	18
(6) 町内会の加入促進	20
(7) 町内会の現状の世帯数	22
(8) 町内会の適切な世帯数	23
(9) 町内会の1班あたりの適切な世帯数	24
(10) 町内会再編の必要性	25
(11) 行政からの支援	26
(12) 地域コミュニティ推進事業の認知度	28
(13) 防犯灯のLED化について	29
①LED防犯灯への交換計画	29
②LED防犯灯の普及促進のため必要なこと	31
③LED防犯灯設置後の効果	32
(14) 町内会の集会所について	33
①集まりや話し合いの場所	33
②集会所（公民館）の所有数	34
◇その他、主な自由意見の整理◇	35
《参考》アンケート調査票	43

## 1. 調査の目的と方法

本市では、住民生活に身近な町内会・自治会・公民館（以下、「町内会等」という）への活動支援等を通じて、地域コミュニティの活性化を促進しています。

そこで、今回の調査は、町内会等の活動等の実態を把握し、今後の地域コミュニティづくりに関する取組みの参考とするために実施しました。

調査は、市内の町内会等の代表者 611 名を対象に、郵送による配付・回収を行いました。

配付総数 611 票のうち回収票は 503 票（回収率 82.3%）でした。

### ■配付・回収結果

配付数	回収票	回収率
611	503票	82.3%

## 2. 調査の結果

### (1) 回答者の属性

#### 問1 あなたは、町内会長になって、今年で何年目ですか

- |            |             |           |
|------------|-------------|-----------|
| 1. 1年未満    | 2. 1～3年未満   | 3. 3～5年未満 |
| 4. 5～10年未満 | 5. 10～20年未満 | 6. 20年以上  |

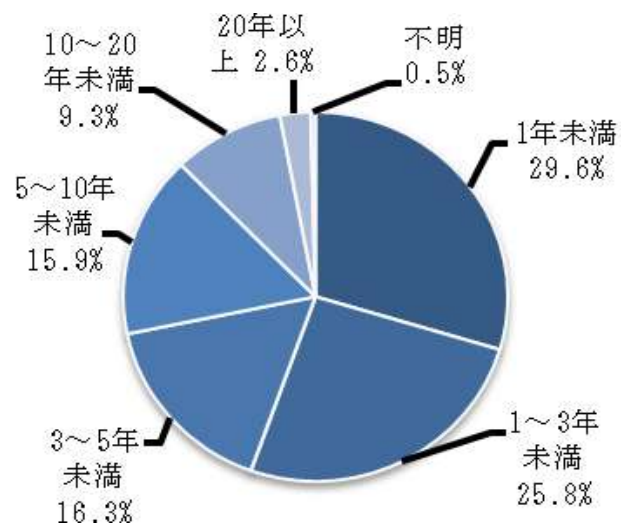
町内会長として町内会の活動に関わっている年数は、「1年未満」が29.6%と最も多く、次いで「1～3年未満」25.8%、「3～5年未満」16.3%となっており、「5年未満」の割合が7割を超えています。

一方で、「5年以上」の割合は、約3割となっており、そのうち「5～10年未満」が15.9%となっています。

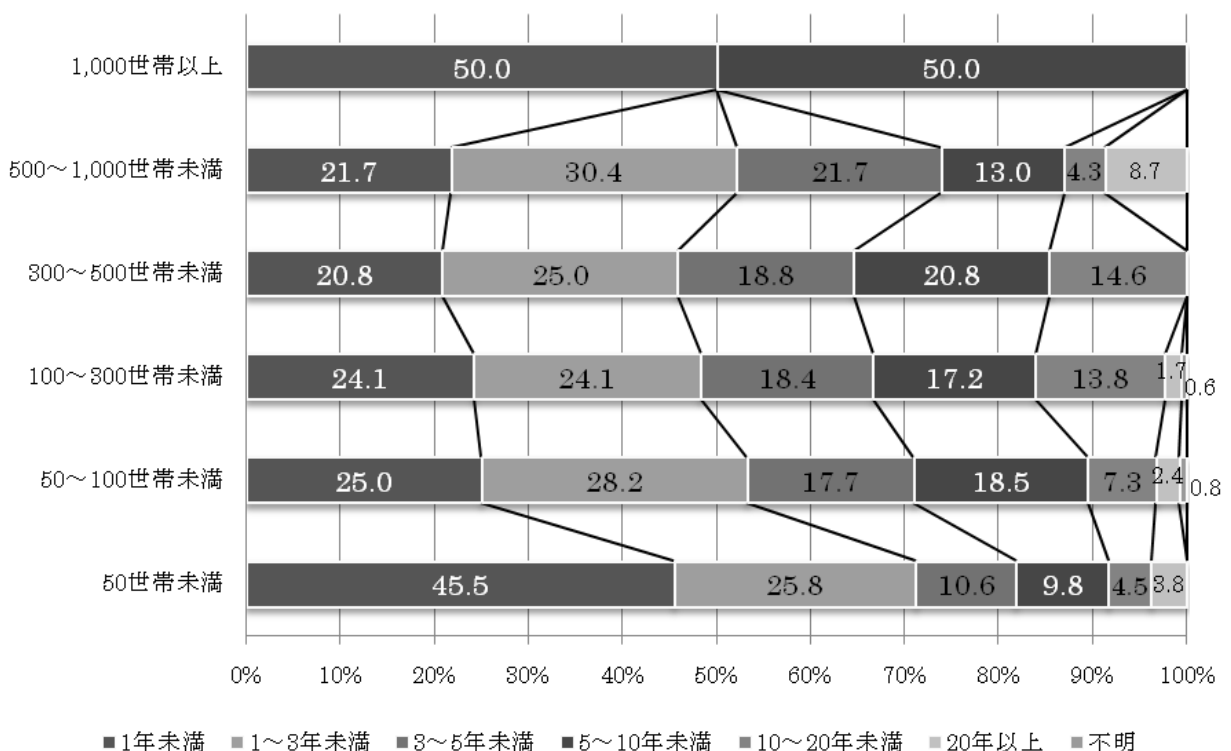
世帯数別にみると、「50世帯未満」では、「3年未満」の割合が約7割と年数が短くなっています。

一方、「50世帯以上」では、「3年未満」と「3年以上」の割合がそれぞれ約5割となっており、「50世帯未満」と比較すると、長期間にわたって活動に関わっている傾向にあります。

■町内会長として町内会活動に関わっている年数



■町内会長として町内会活動に関わっている年数【世帯数別】



**問2 あなたは、町内会の活動に1か月あたり何日程度従事していますか**

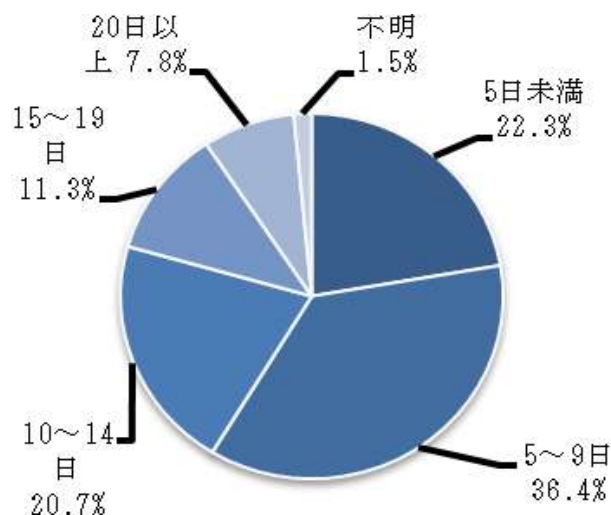
1. 5日未満                      2. 5日から9日                      3. 10日から14日  
4. 15日から19日                      5. 20日以上

町内会長の1か月あたりの町内会活動への従事日数は、「5～9日」が36.4%と最も多く、次いで「5日未満」22.3%となっており、「9日未満」が、約6割を占めています。また、「15～19日」が11.3%、「20日以上」7.8%で、約2割が1か月の大半を町内会等の活動に従事しているケースが見られます。

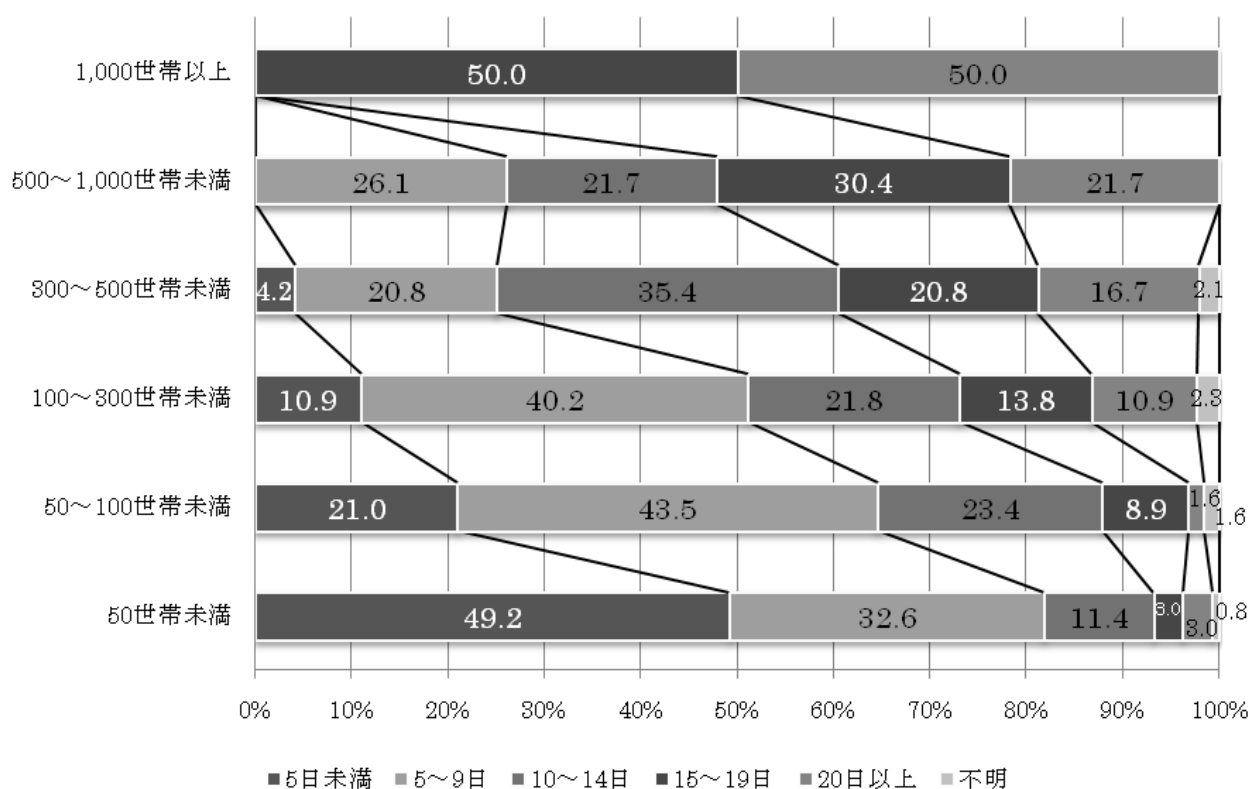
世帯数別にみると、「50世帯未満」では「5日未満」が49.2%と半数近くを占め、次いで「5～9日」32.6%と、「10日未満」が8割を超えています。

一方、「300世帯以上」になると、「10日以上」の割合が多くなっており、世帯数規模が大きくなるほど活動の従事日数が多くなり、1か月の大半を活動に関わっている傾向にあります。

■町内会長が1か月あたり町内会活動に従事している日数



■町内会長が1か月あたり町内会活動に従事している日数【世帯数別】



## (2) 町内会の運営

### ① 役員等の選出方法及び任期

#### 問3 町内会長は、どのような方法で選出していますか

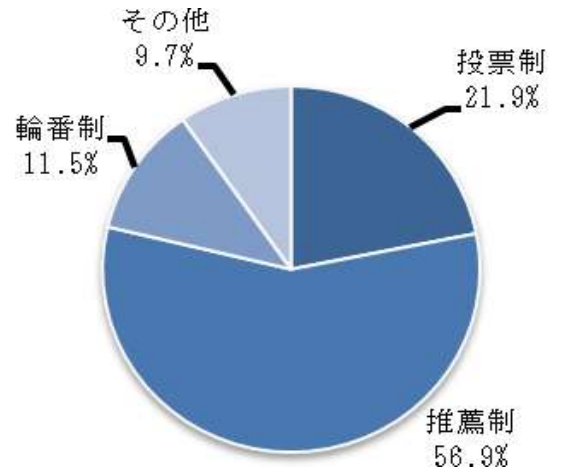
1. 投票制      2. 推薦制      3. 輪番（当番）制      4. その他

町内会長の選出方法は、「推薦制」が56.9%と過半数を占めています。次いで「投票制」21.9%、「輪番（当番）制」11.5%となっています。

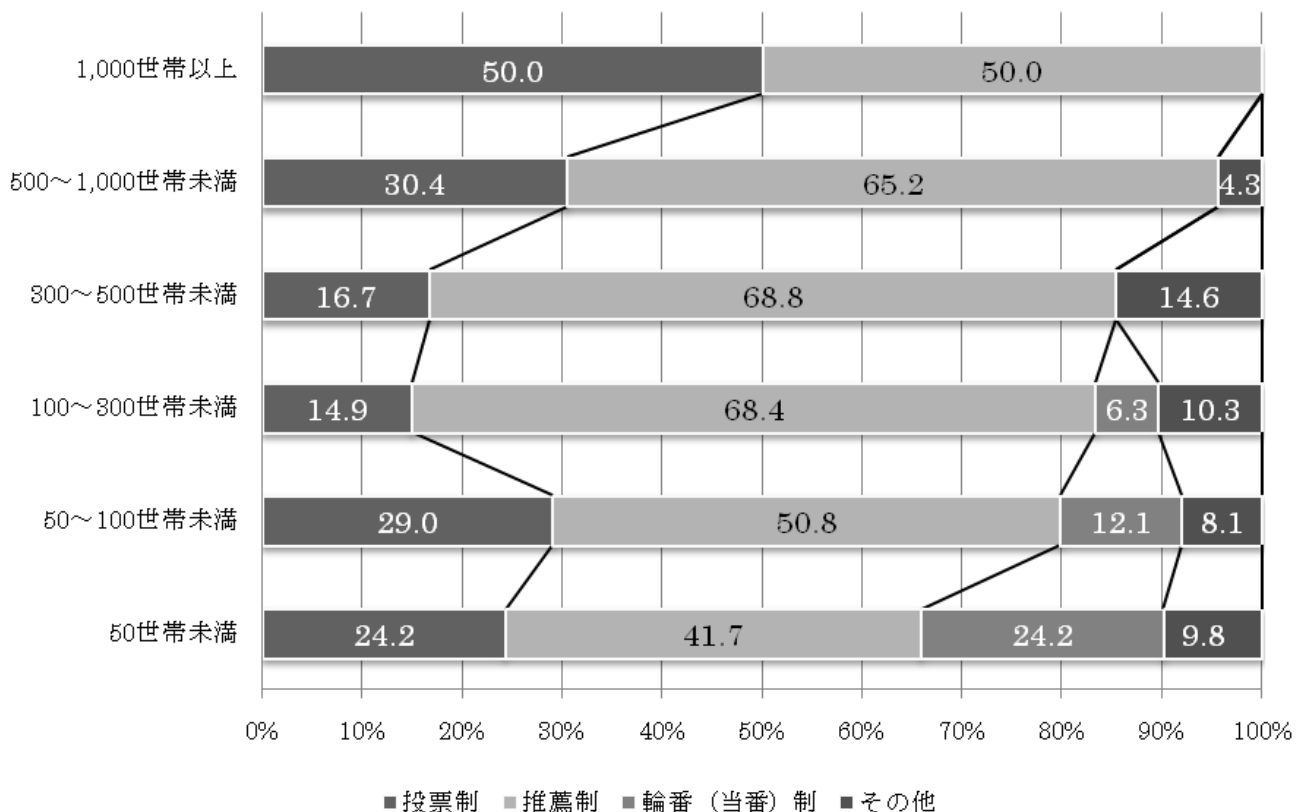
世帯数別にみると、世帯数規模の大小に関わらず「推薦制」が一般的となっています。

しかしながら、「50世帯未満」では、「投票制」と「輪番（当番）制」がそれぞれ約2割を占め、両者を合わせると「推薦制」と同程度の割合となっています。世帯数規模が小さくなるほど、投票で適任者を選ぶ「投票制」から、住民が順番に会長を担当する「輪番（当番）制」まで、選出方法が多様化している傾向がうかがえます。

■ 町内会長の選出方法



■ 町内会長の選出方法【世帯数別】



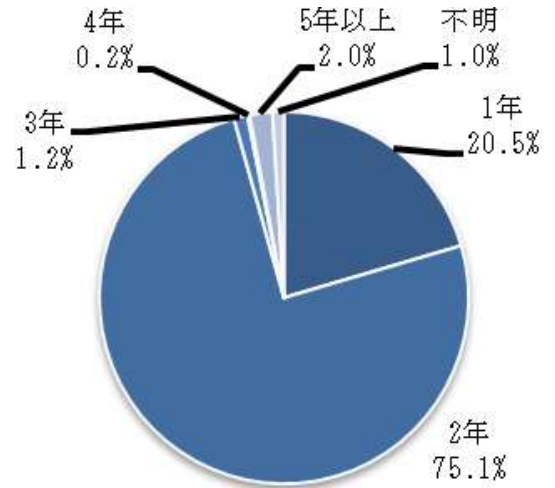
**問4 町内会長の任期は、1期あたり何年ですか**

1. 1年      2. 2年      3. 3年      4. 4年      5. 5年以上

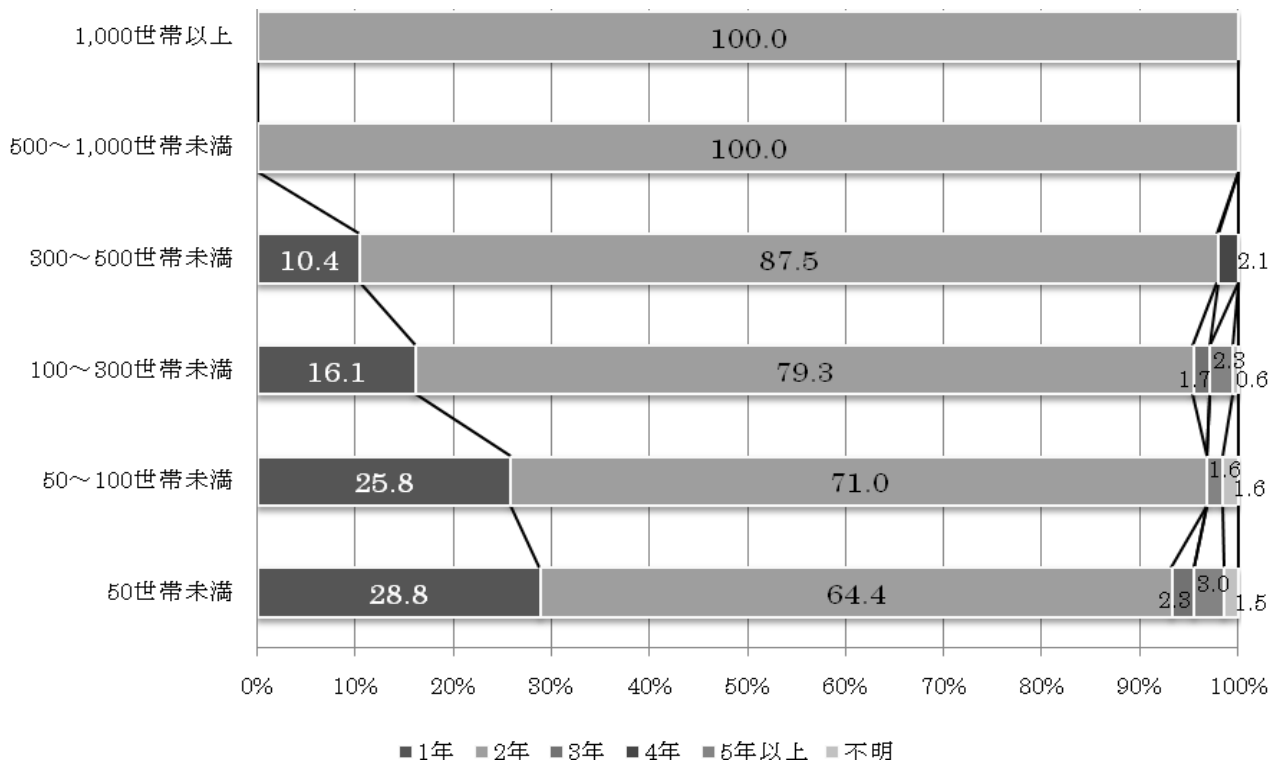
町内会長の任期は、「2年」が75.1%と最も多く、次いで「1年」20.5%となっており、「1～2年」の占める割合が9割を超え、一般的となっています。

世帯数別にみると、世帯数規模の大小に関わらず「2年」の占める割合が多いですが、「50世帯未満」では、「1年」が28.8%、「50～100世帯未満」25.8%と、世帯数規模が小さくなるほど、「1年」の割合が多い傾向にあります。

■町内会長の1期あたりの任期



■町内会長の1期あたりの任期【世帯数別】



**問5 町内会長に再任の制限はありますか**

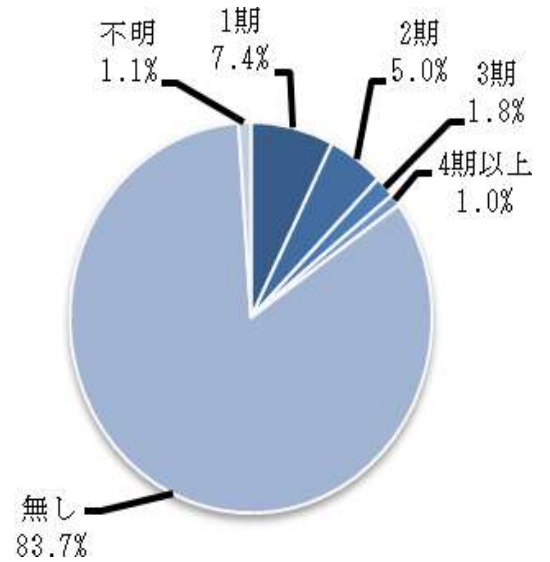
1. 1期      2. 2期      3. 3期      4. 4期以上      5. 無し

町内会長の再任の制限は、「無し」が83.7%で最も多く、次いで「1期」7.4%、「2期」5.0%となっており、再任の制限がないところが約8割を占めています。

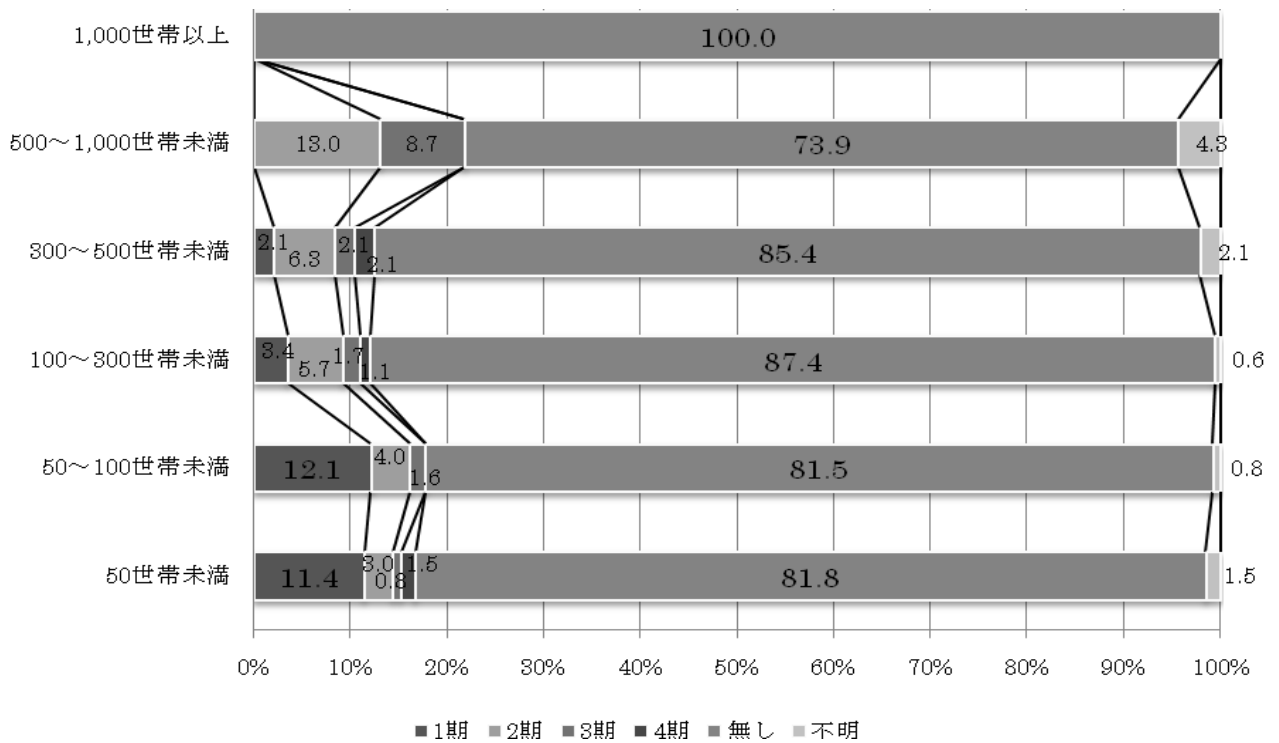
世帯数別にみると、世帯数規模の大小に関わらず約2割が、再任の制限を行っている状況にあります。

また、「1期」の割合が「50世帯未満」で11.4%、「50～100世帯未満」12.1%と、世帯数規模が小さいほうが「1期」の割合が多い傾向にあります。

■町内会長の再任の制限



■町内会長の再任の制限【世帯数別】





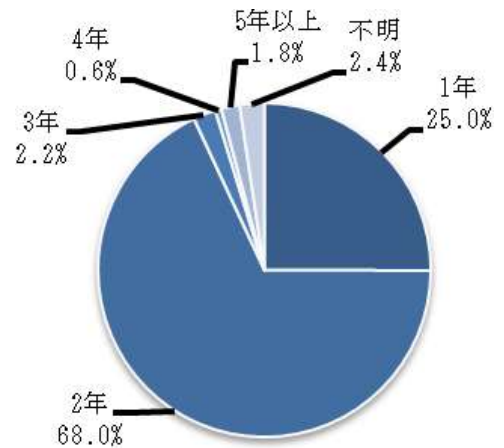
**問6 町内会長を除く役員の任期は、1期あたり何年ですか**

1. 1年      2. 2年      3. 3年      4. 4年      5. 5年以上

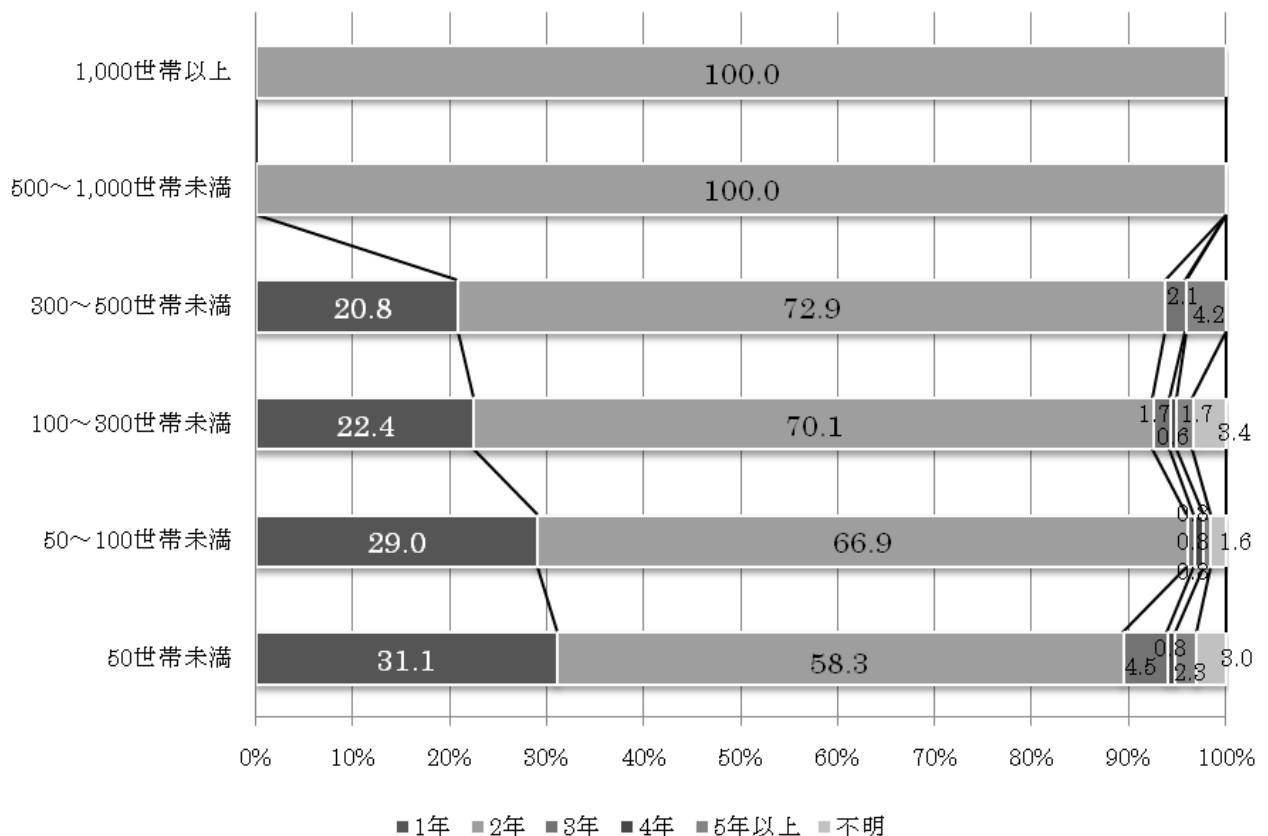
町内会長を除く役員の任期は、「2年」が68.0%で最も多く、次いで「1年」25.0%となっており「1～2年」の占める割合が9割を超え、町内会長の任期と同様に一般的となっています。

世帯数別にみると、世帯数規模の大小に関わらず「2年」の占める割合が多いですが、「50世帯未満」では、「1年」が31.1%、「50～100世帯未満」29.0%と、世帯数規模が小さくなるほど「1年」の割合が多い傾向にあります。

■町内会長を除く役員の1期当たりの任期



■町内会長を除く役員の1期当たりの任期【世帯数別】

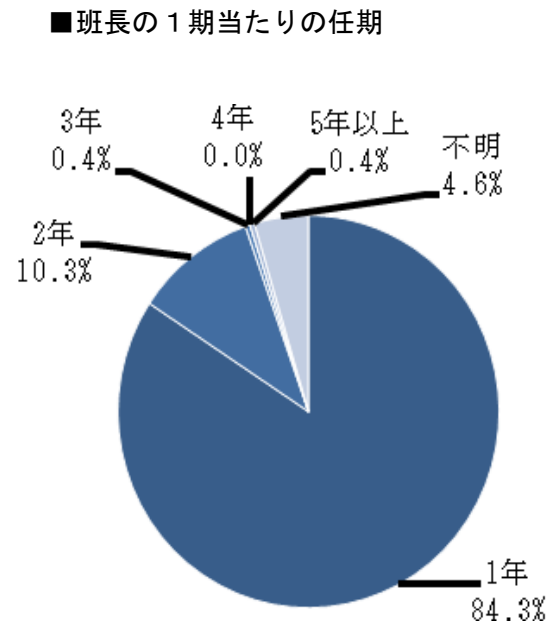


**問7 班長の任期は、1期あたり何年ですか**

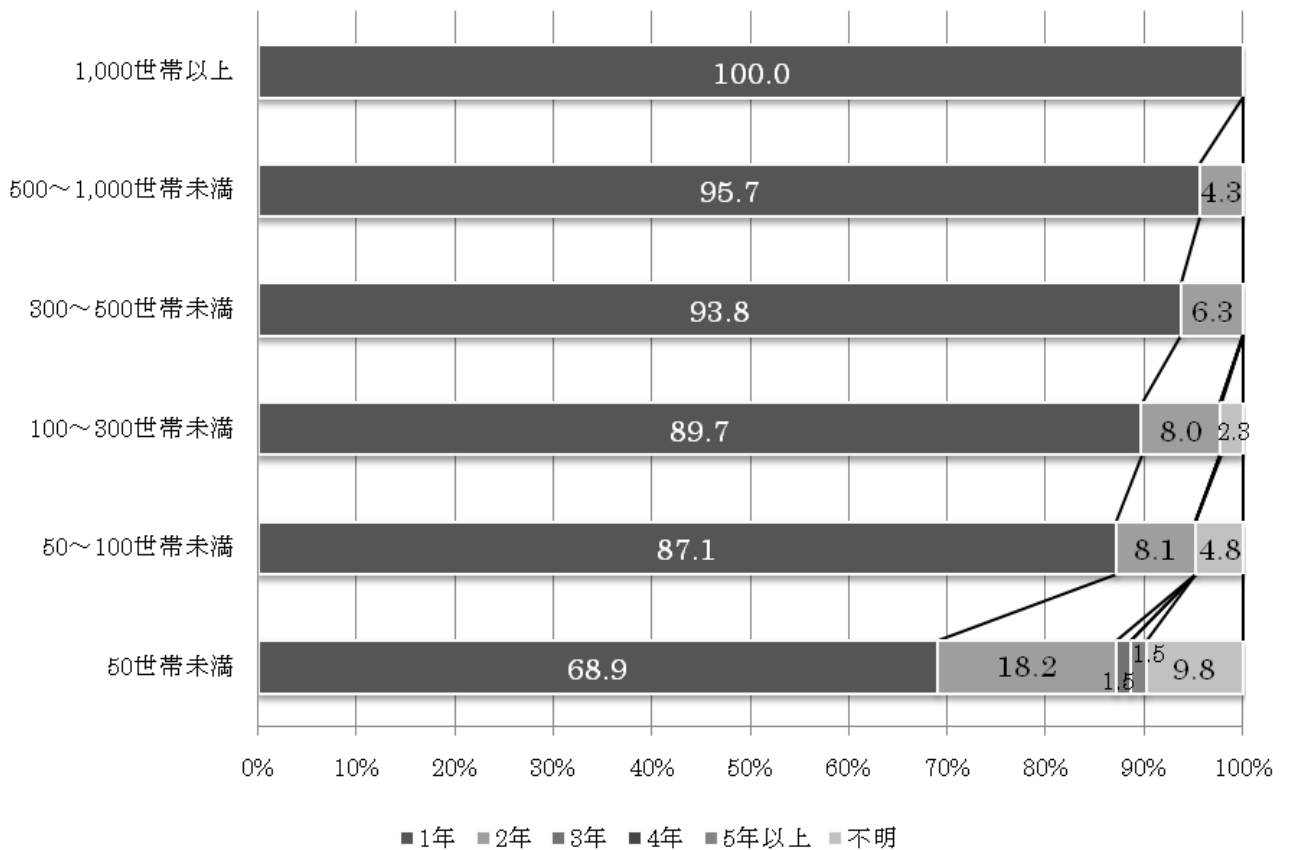
1. 1年      2. 2年      3. 3年      4. 4年      5. 5年以上

班長の任期は、「1年」が84.3%で最も多く、次いで「2年」10.3%となっており、「1～2年」の占める割合が9割を超え、一般的となっています。

世帯数別にみると、世帯数規模の大小に関わらず「1年」の占める割合が多いですが、「50世帯未満」では、「2年」が約2割となっており、世帯数規模が小さくなるほど、「2年以上」の割合が多い傾向にあります。



■班長の1期当たりの任期【世帯数別】



## ②役員手当

### 問8 町内会長の手当は1年間あたりどれくらいですか

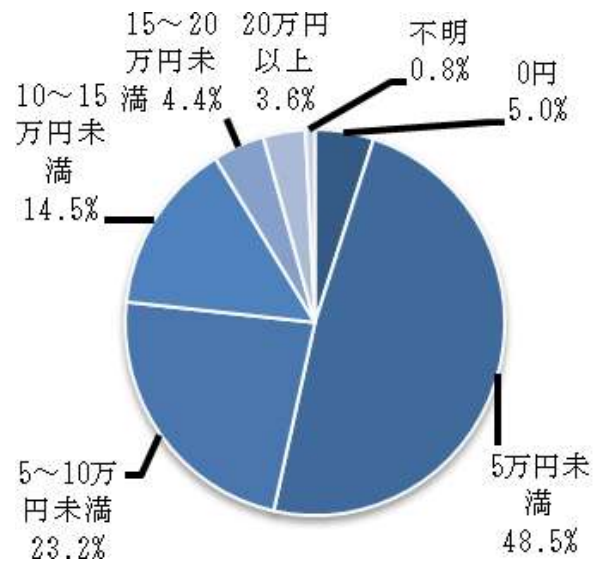
- |                 |                 |
|-----------------|-----------------|
| 1. 0円           | 2. 5万円未満        |
| 3. 5万円から10万円未満  | 4. 10万円から15万円未満 |
| 5. 15万円から20万円未満 | 6. 20万円以上       |

町内会長の1年間の手当は、「5万円未満」が48.5%で最も多く半数を占めています。次いで「5～10万円未満」23.2%となっており、町内会長の手当は、10万円未満が一般的となっています。

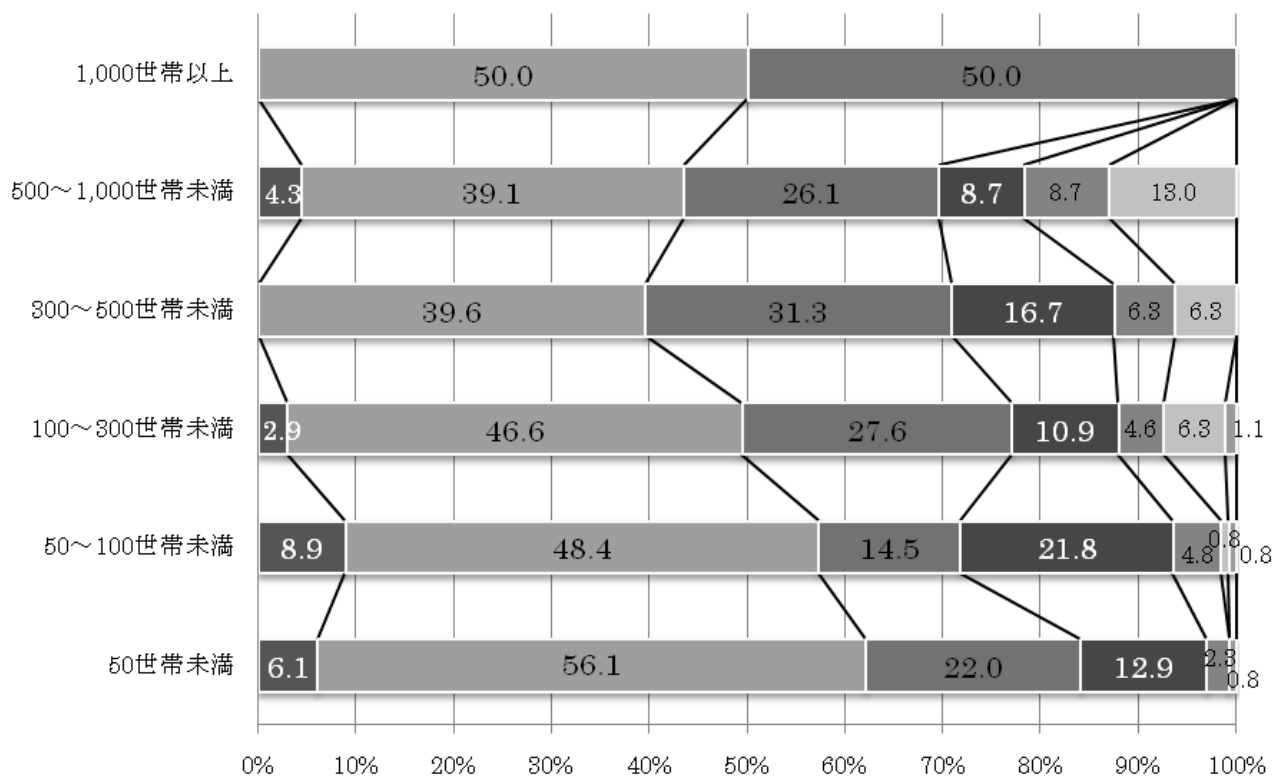
また、「0円」という無報酬が5.0%ある一方で、「10～15万円未満」14.5%、「15万円以上」8.0%となっています。

世帯数別にみると、世帯数規模の大小に関わらず「10万円未満」の占める割合が多く、約6～8割となっています。

■町内会長の1年間の手当



■町内会長の1年間の手当【世帯数別】



■0円 ■5万円未満 ■5～10万円未満 ■10～15万円未満 ■15～20万円未満 ■20万円以上 ■不明

### ③世帯数

#### 問9 町内会加入の世帯数はどれくらいですか

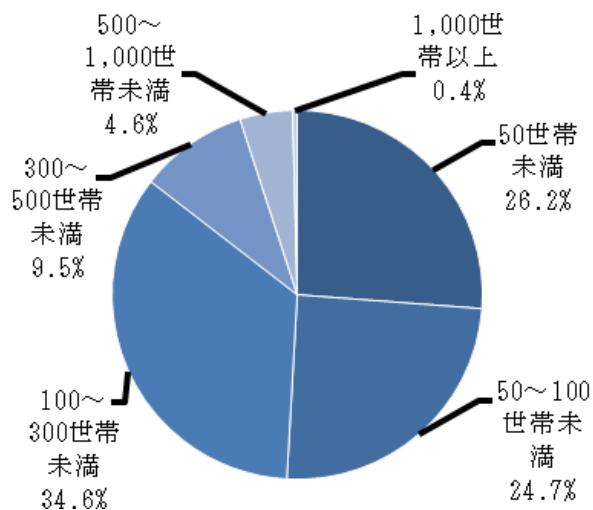
- |                     |                   |
|---------------------|-------------------|
| 1. 50世帯未満           | 2. 50世帯から100世帯未満  |
| 3. 100世帯から300世帯未満   | 4. 300世帯から500世帯未満 |
| 5. 500世帯から1,000世帯未満 | 6. 1,000世帯以上      |

町内会等の世帯規模は、「100～300世帯未満」が34.6%で最も多く、次いで「50世帯未満」26.2%、「50～100世帯未満」24.7%となっており、「100世帯未満」の小規模な町内会等が約5割を占めています。

一方で、「300～500世帯未満」9.5%、「500～1,000世帯未満」4.6%、「1,000世帯以上」0.4%と、大規模の町内会等は1割を超えています。

このように町内会等の世帯規模の構成比は、大規模（300世帯以上）2割、中規模（100～300世帯未満）3割、小規模（100世帯未満）5割という割合となっています。

#### ■町内会等の世帯規模



#### ④会 費

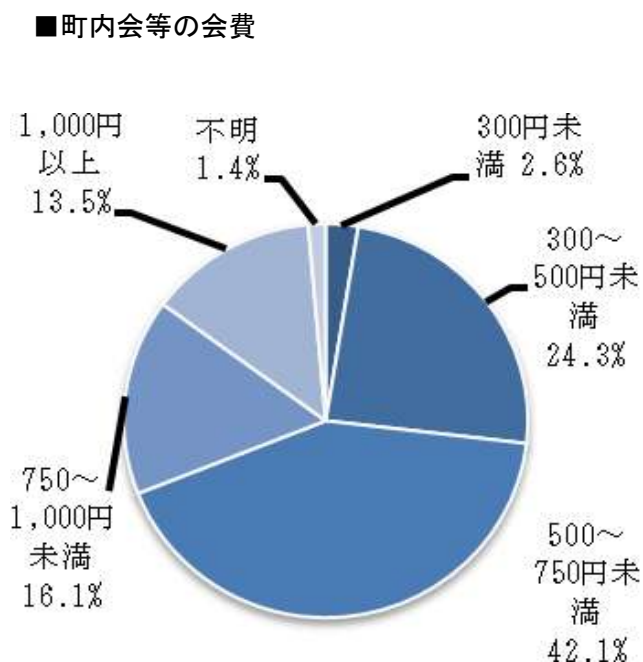
##### 問10 町内会の会費は、1世帯数あたり月額いくらですか

- |                 |                   |
|-----------------|-------------------|
| 1. 300円未満       | 2. 300円から500円未満   |
| 3. 500円から750円未満 | 4. 750円から1,000円未満 |
| 5. 1,000円以上     |                   |

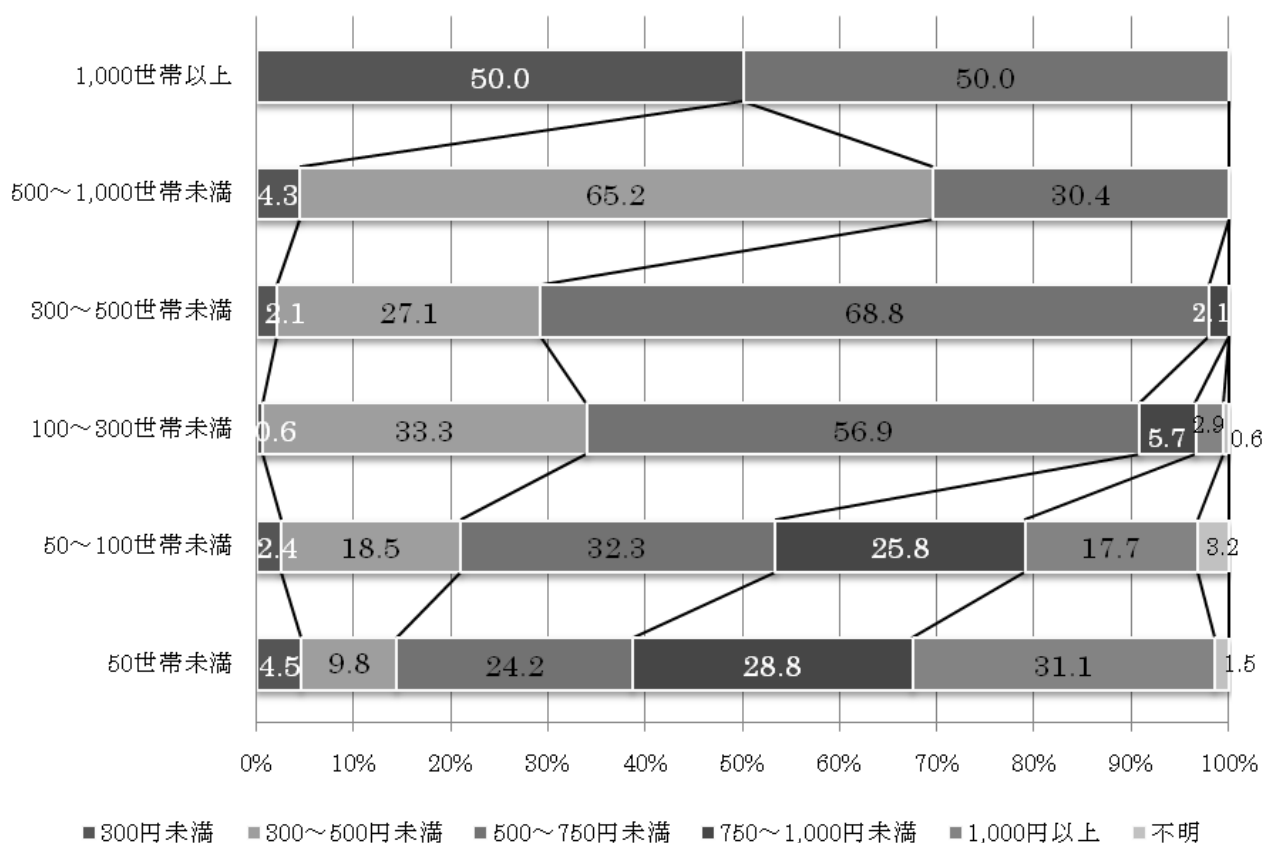
町内会等の1か月の会費は、「500～750円未満」が42.1%で最も多く半数近くを占めています。次いで「300～500円未満」24.3%、「750～1,000円未満」16.1%、「1,000円以上」という町内会等も13.5%となっています。

世帯数別にみると、世帯数が少ない小規模な町内会等では「1,000円以上」が「50世帯未満」で31.1%、「50～100世帯未満」17.7%あり、「750～1,000円未満」が「50世帯未満」で28.8%、「50～100世帯未満」25.8%となっています。

「100世帯以上1,000世帯未満」では、「300～750円未満」が9割以上を占めています。世帯数規模が小さくなるほど会費が高くなる傾向にあります。



##### ■町内会等の会費【世帯数別】



## ⑤ 予算規模

### 問11 町内会の1年間の予算規模はどれくらいですか

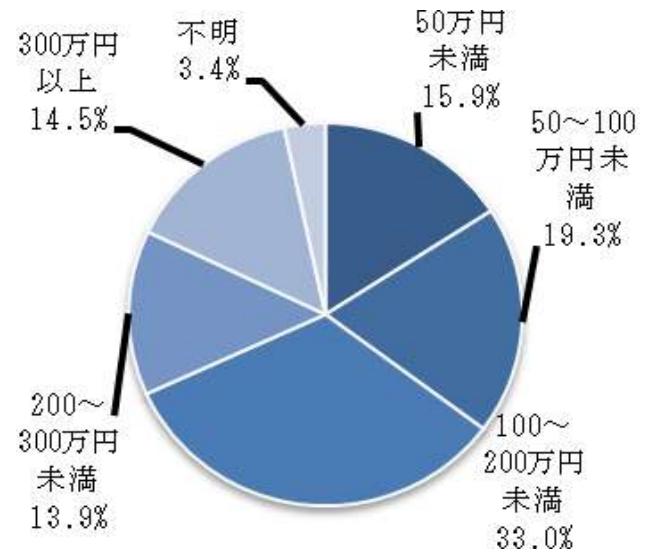
- |                   |                   |
|-------------------|-------------------|
| 1. 50万円未満         | 2. 50万円から100万円未満  |
| 3. 100万円から200万円未満 | 4. 200万円から300万円未満 |
| 5. 300万円以上        |                   |

町内会等の1年間の予算規模は、「100～200万円未満」が33.0%で全体の3割を占め、「50～100万円未満」19.3%、「50万円未満」15.9%、「200～300万円未満」13.9%、「300万円以上」14.5%と幅があります。

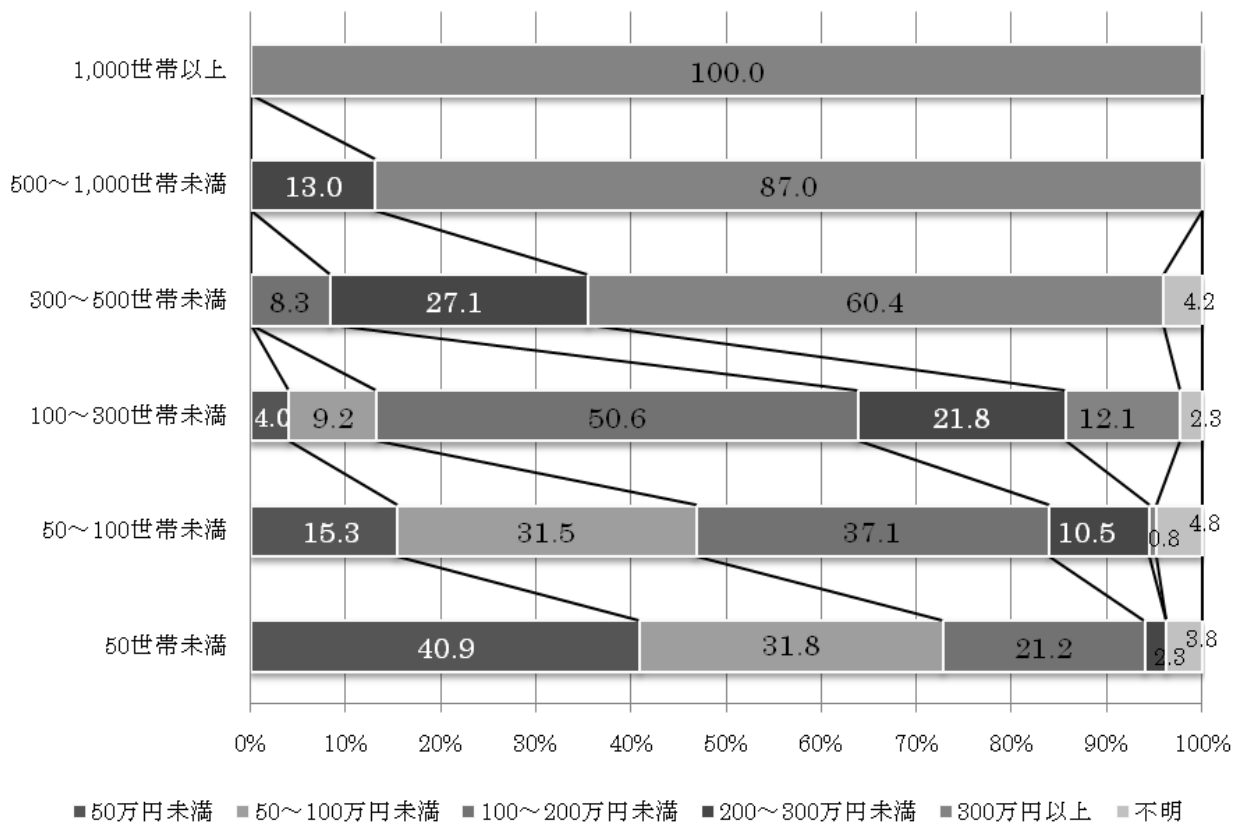
世帯数別にみると、「50世帯未満」で「50万円未満」が約4割を占めるほか、「50～100世帯未満」で「50～100万円未満」が31.5%、「100～200万円未満」37.1%となっています。

また、「100～300世帯未満」で「100万円以上」が8割を超え、「300世帯以上」では「300万円以上」が大半を占めており、世帯数規模が大きくなるほど予算規模は大きくなっています。

■町内会等の予算規模



■町内会等の予算規模【世帯数別】



## ⑥会則

### 問12 町内会の会則（規則）はありますか

1. 有

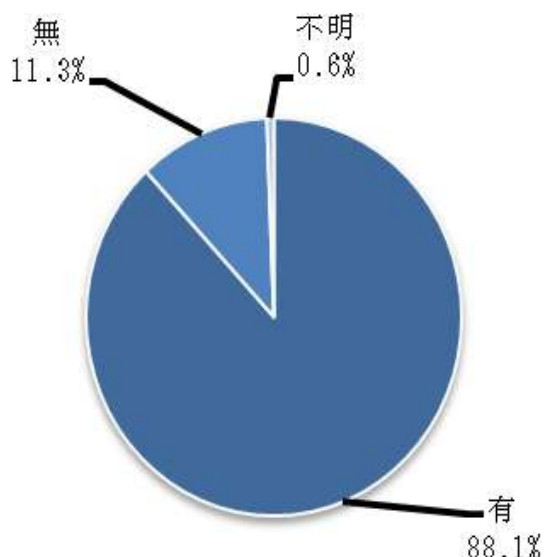
2. 無

町内会等の会則は、「有」88.1%、「無」11.3%と約9割の町内会等に会則があります。

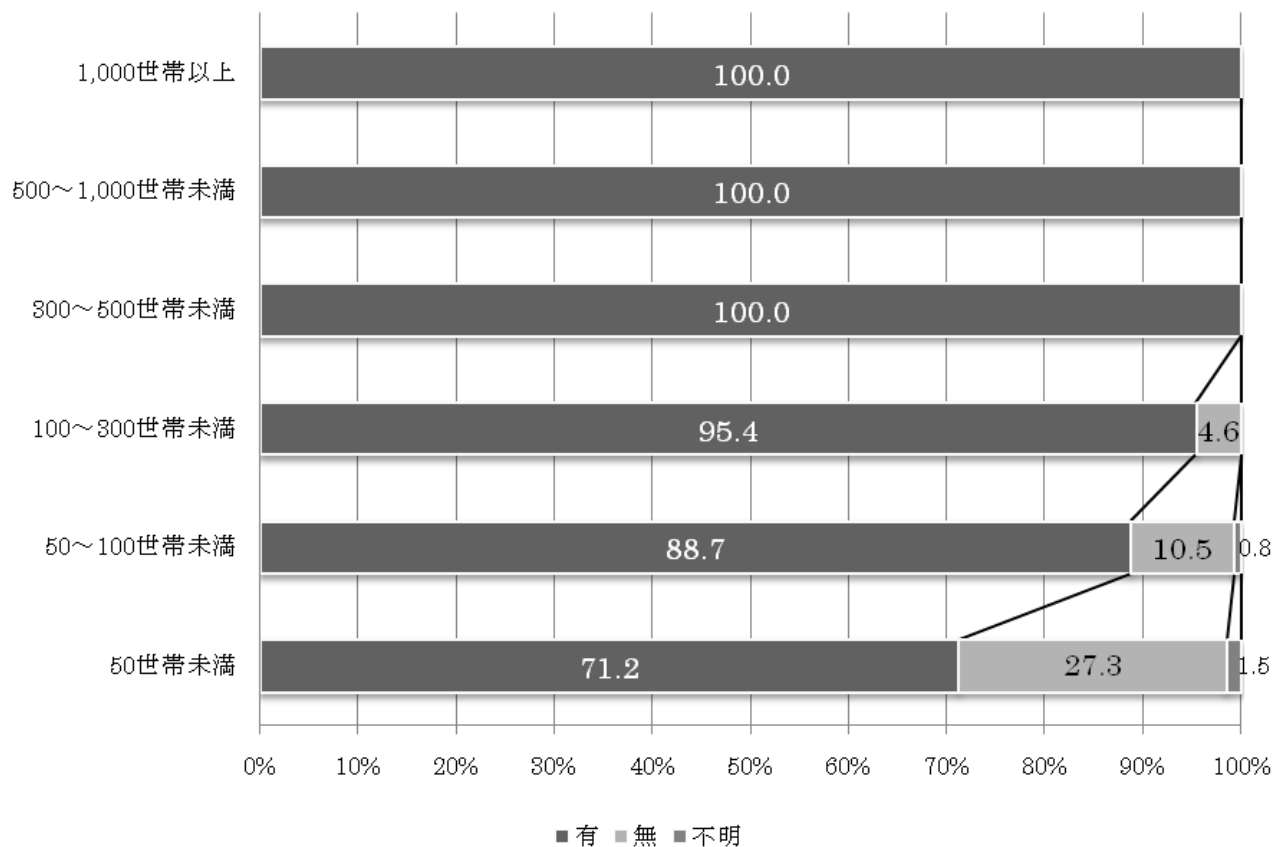
世帯数別にみると、「300世帯以上」では100%会則があります。

一方、「50世帯未満」で「無」が約3割を占めるほか、「50～100世帯未満」10.5%、「100～300世帯未満」4.6%となっており、世帯数規模が小さくなるほど会則がないところが多い状況にあります。

■町内会等の会則の有無



■町内会等の会則の有無【世帯数別】



### (3) 町内会の主な活動内容

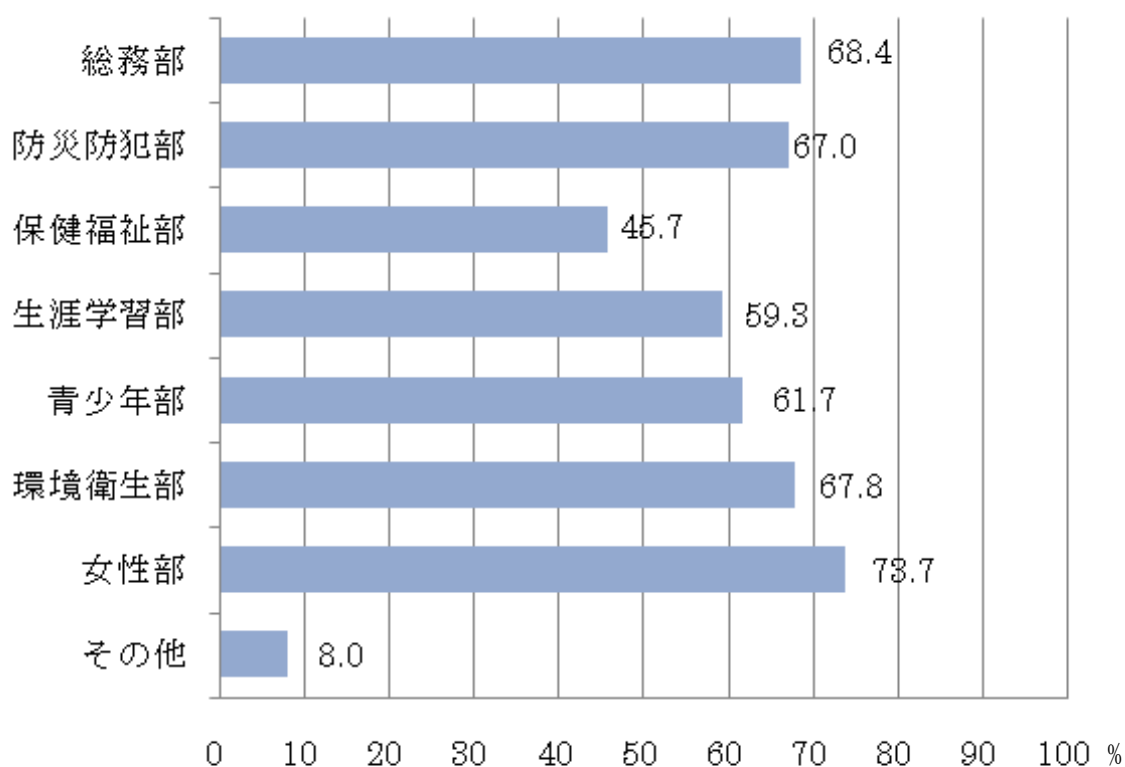
**問13 町内会には、総務部、防犯防災部など、どのような部がありますか。またそれぞれの部で、主にどのような活動をしていますか**

町内会等の部構成については、376 団体から回答があり、その構成比をみると、女性部を組織しているところが 73.7%と最も多く、次いで総務部が 68.4%となっています。

また、日常生活に不可欠なごみステーション等の管理や環境美化を行う環境衛生部が 67.8%、日々の安全な暮らしを守るための防災・防犯・防火関係の防災防犯部が 67.0%と、日常生活に関連した部が比較的高い割合で組織されている傾向にあります。

さらに、青少年の健全育成や子ども会運営を目的とした青少年部が 61.7%、地域行事（祭り、イベントなど）を開催し地域住民の交流を促進する生涯学習部が 59.3%、敬老行事の開催、高齢者支援など地域福祉を目的とした保健福祉部が 45.7%となっています。

#### ■町内会の主な部構成





## ■町内会の部構成及び主な活動内容

部 名	既存部名	活動内容
総務部	総務部、会計部、庶務部、建設部、広報部、管理部、営繕部、納税部、区長部、町内代表部、経理部、行政協力部、企画部 など	総会・役員会の開催及び議事録作成、会則の管理、会計処理、会費徴収、年間事業計画の立案、行事の計画と推進、各部との連絡調整、所有財産・備品等管理、役員の選出、加入世帯の把握及び未加入世帯への対応、市広報紙・町内回覧物配布、広報作成・広報活動、連絡及び掲示に関する事項、行政連絡等、懸案事項の対処、募金活動 など
防災防犯部	防犯部、交通部、交通防犯部、防犯防災部、防犯交通部、交通安全部、防火防犯部、防災部、防火部、自主防災部、生活安全部 など	交通安全活動（交通安全教室、交通安全のぼり設置、交通安全週間パレード参加、通学路見守り、交通安全啓発・指導、町内事故防止活動）、防犯活動（防犯パトロール、通学路・道路等の安全確認、町内及び校区通学路パトロール、防犯灯の点検・維持管理（球換え・新設・取替え・補修など）、警察との連携）、災害対策（大雨時の河川や山のパトロール、自主防災組織との連携、危険箇所の点検確認、避難訓練、防災訓練、高齢者に対する声かけ）、防火活動（火災予防啓発パレード参加、防火及び消防設備の管理、初期消火訓練、消防団行事の協力、歳末警戒、消防署との連携）、イベント時の交通整理 など
保健福祉部	民生部、保健福祉部、老人部、福祉部、老人会、社会福祉部、厚生部、福祉厚生部、高齢者部、厚生福祉部、敬老部、ふれあい部、げんき部 など	敬老行事の開催、民生児童委員に関する業務、ボランティア活動（清掃活動など）、老人会活動、老人会への加入促進、健康講座（3B体操、ウォーキングなど）、高齢者支援（独居老人宅訪問・相談、配食サービス、見守り、友愛訪問など）、レクリエーション活動（お茶の間トーク、いきいきサロン、子供会との交流事業、グラウンドゴルフ、高齢者誕生会、独居老人の食事会など） など
生涯学習部	体育部、文化部、生涯学習部、文化教養部、体育文化部、青年部、教養部、厚生部、まちづくり部、イベント部、文化厚生部 など	町民運動会、各種スポーツ大会活動（ソフトボール、グラウンドゴルフ、マラソン、ウォーキング、ソフトバレー、輪投げなど）、各種まつりの開催（公民館まつり、夏祭り、秋祭り、ふるさと祭りなど）、文化祭、文化活動（手芸教室、ガーデニング講習会、料理クラブ、カルチャー教室、舞踊、カラオケ、ダンス、習字、史跡めぐりなど）、各種講演会の開催 など
青少年部	青少年部、育成部、子ども会、青年部、少年部、青少年育成部、児童部、健全育成部、PTA部、文教部、青少年体育部 など	小中学生の健全育成活動、子ども会活動の計画・実施（スポーツ活動、廃品回収、ラジオ体操、卒業入学祝い世代間交流の促進、あいさつ運動など）、登下校時の子供たちの見守り、PTA活動、非行防止・防犯パトロール、夜間パトロール、小中学校行事の協力、レクリエーション活動（スポーツ大会、運動会、夏まつり、もちつき、キャンプ、遠足など） など
環境衛生部	環境衛生部、衛生部、環境部、保健衛生部、クリーン推進部、厚生部、生活衛生部、美化衛生部、衛生美化部、安全衛生部 など	ゴミステーションの維持管理、ごみ分別指導、クリーン推進員との連携、市民大清掃、公園・道路清掃、環境美化（花いっぱい運動など）、不法投棄監視、消毒・防疫活動 など
女性部	婦人部、女性部、婦人会、青少年女性部、婦人文化部、女性婦人部 など	イベント時の炊き出し、バザー等、町内行事への協力・支援、レクリエーション活動、婦人防火クラブの活動、婦人の教養文化の向上、料理講習会、1人暮らし食事サービス、生活改善運動、清掃活動、文化活動 など
その他	産業部、神社部、氏子総代部、神社総代部、生産部、祭礼部、祭典部 など	農業生産関係、神社・仏閣の祭事 など

#### (4) 町内会の活動状況

##### 問14 町内会の活動状況はどう思われますか

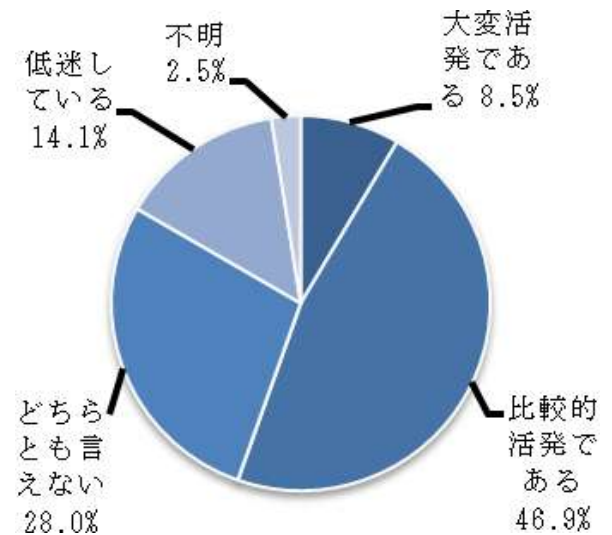
- |              |             |
|--------------|-------------|
| 1. 大変活発である   | 2. 比較的活発である |
| 3. どちらとも言えない | 4. 低迷している   |

町内会等の活動状況は、「比較的活発である」が46.9%、次いで「どちらとも言えない」28.0%、「低迷している」14.1%となっており、「大変活発である」を含め「活発である」町内会等は5割以上を占めています。

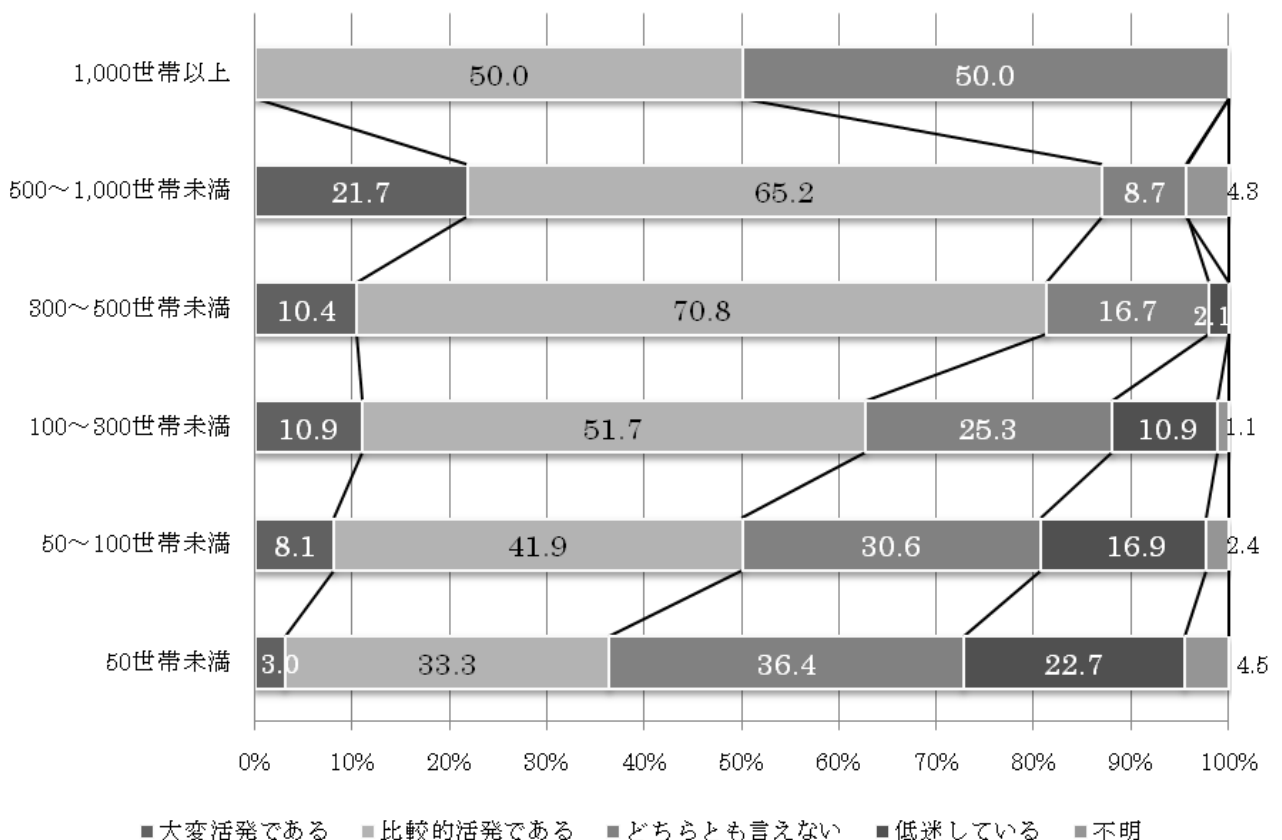
世帯数別にみると、世帯数が多い大規模な町内会等になるほど、「活発である」を占める割合が多い傾向にあります。

一方、世帯数が少ない小規模な町内会等ほど活動状況が活発でないところが多い傾向にあります。

■町内会等の活動状況



■町内会等の活動状況【世帯数別】



## (5) 町内会活動を行う上での最も大きな問題点

### 問15 町内会の活動を行う上での最も大きな問題点は何ですか

1. 役員のなり手が少ない
2. 役員の負担が大きい
3. 高齢化が進んでいる
4. 定例的な地域活動への参加者が少ない
5. 町内会の加入者が少ない
6. 子どもが少ない
7. 特に問題点はない
8. その他

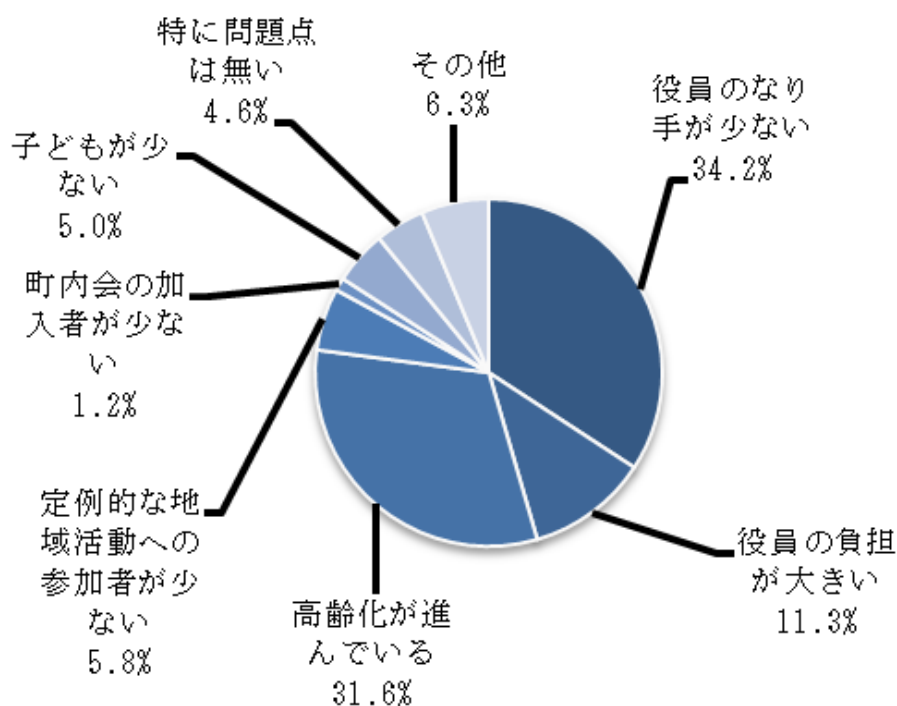
町内会等の活動を行う上での問題点としては、「役員のなり手が少ない」が34.2%、「高齢化が進んでいる」31.6%と最も大きな問題点としてあげられています。

次いで、「役員の負担が大きい」11.3%、「定期的な地域活動への参加者が少ない」5.8%、「子どもが少ない」5.0%などが問題点としてあげられています。

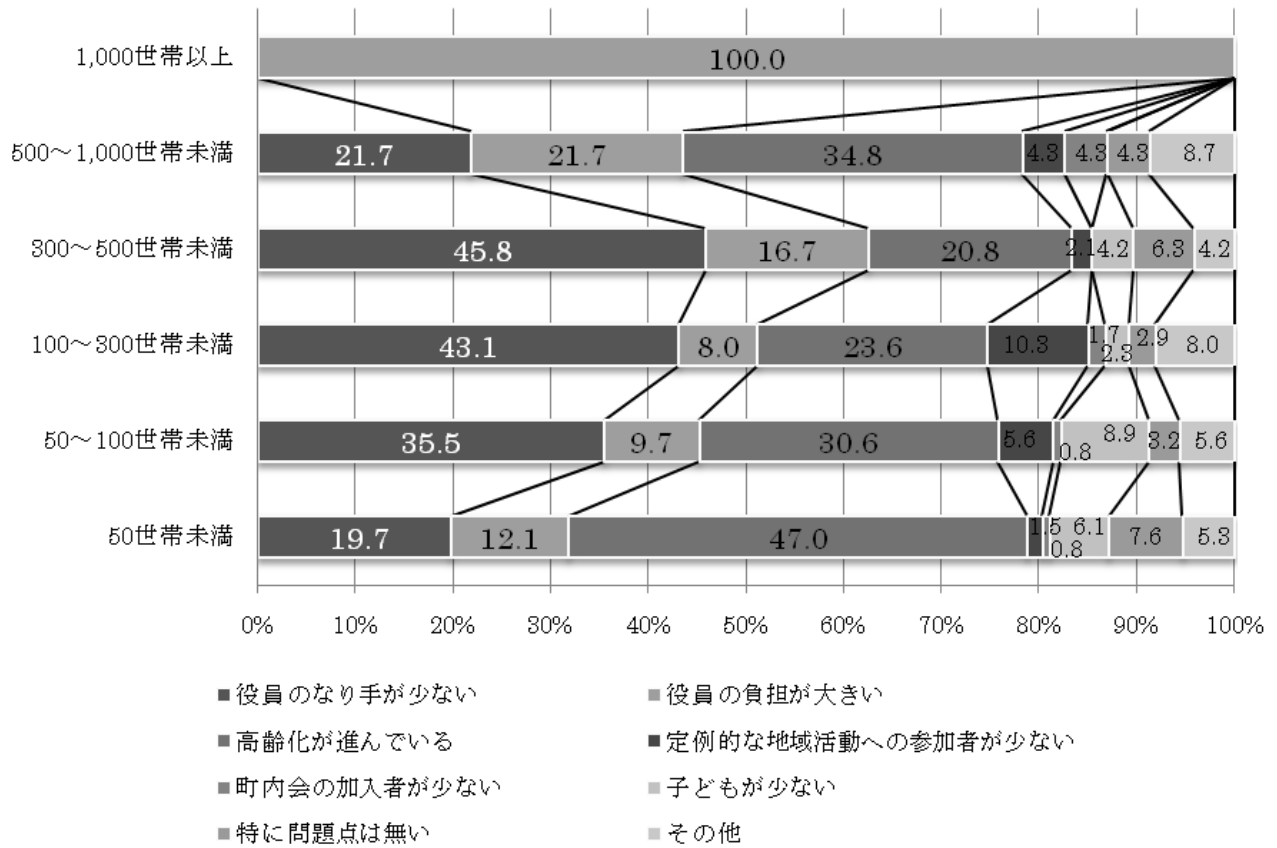
世帯数別にみると、世帯数規模の大小に関わらず、「役員のなり手が少ない」と「高齢化が進んでいる」、「役員の負担が大きい」が共通の大きな問題点としてあげられています。

少子高齢化の進行、コミュニティ活動に対する意識の希薄化を背景に地域活動への参加者が減少する一方、町内会等への未加入者が増加するなど、地域社会に厳しい環境変化があるものと考えられます。

#### ■町内会活動を行う上での最も大きな問題点



■町内会活動行う上での最も大きな問題点【世帯数別】



## (6) 町内会の加入促進

問16 町内会への加入促進のために行っていることはありますか。当てはまるものを全て選び、番号に○印をつけてください

1. 訪問により未加入世帯への加入を呼びかけている
2. 町内会独自でチラシを作成し配布している
3. 市からのポスターやチラシを掲示板等に掲示している
4. 賃貸住宅のオーナーや管理会社に加入を呼びかけている
5. 高齢者世帯等に対して役員を免除する規定を設けている
6. 学生等に対して町内会の会費を免除する規定を設けている
7. 行っていることは特にない
8. その他

町内会等の加入促進に関しては、「訪問により未加入世帯への加入を呼びかけ」が36.2%、「市からのポスターやチラシを掲示板等に掲示」32.6%と、二つの取り組みが最も多く実施されています。

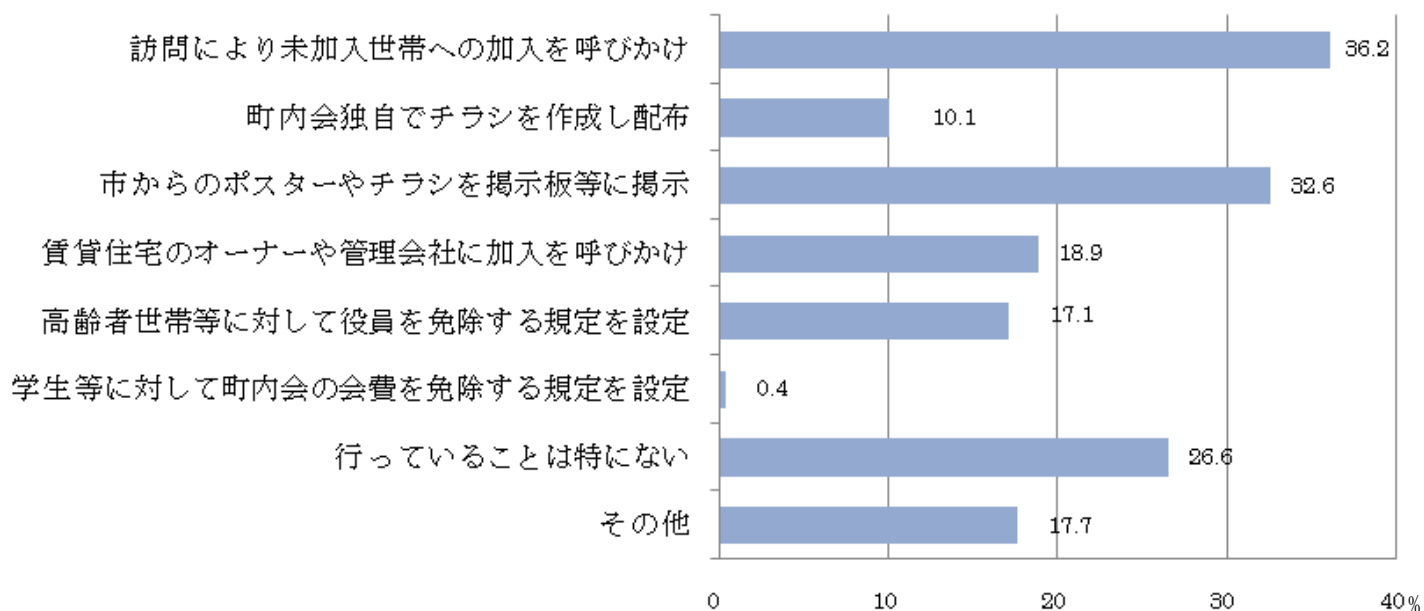
次いで、「賃貸住宅のオーナーや管理会社に加入を呼びかけ」18.9%、「高齢者世帯等に対して役員を免除する規定を設定」17.1%、「町内会独自でチラシを作成配布」10.1%となっています。

一方で、「行っていることは特にない」が26.6%と、3割近くの町内会等では加入促進を行っていない結果となっています。

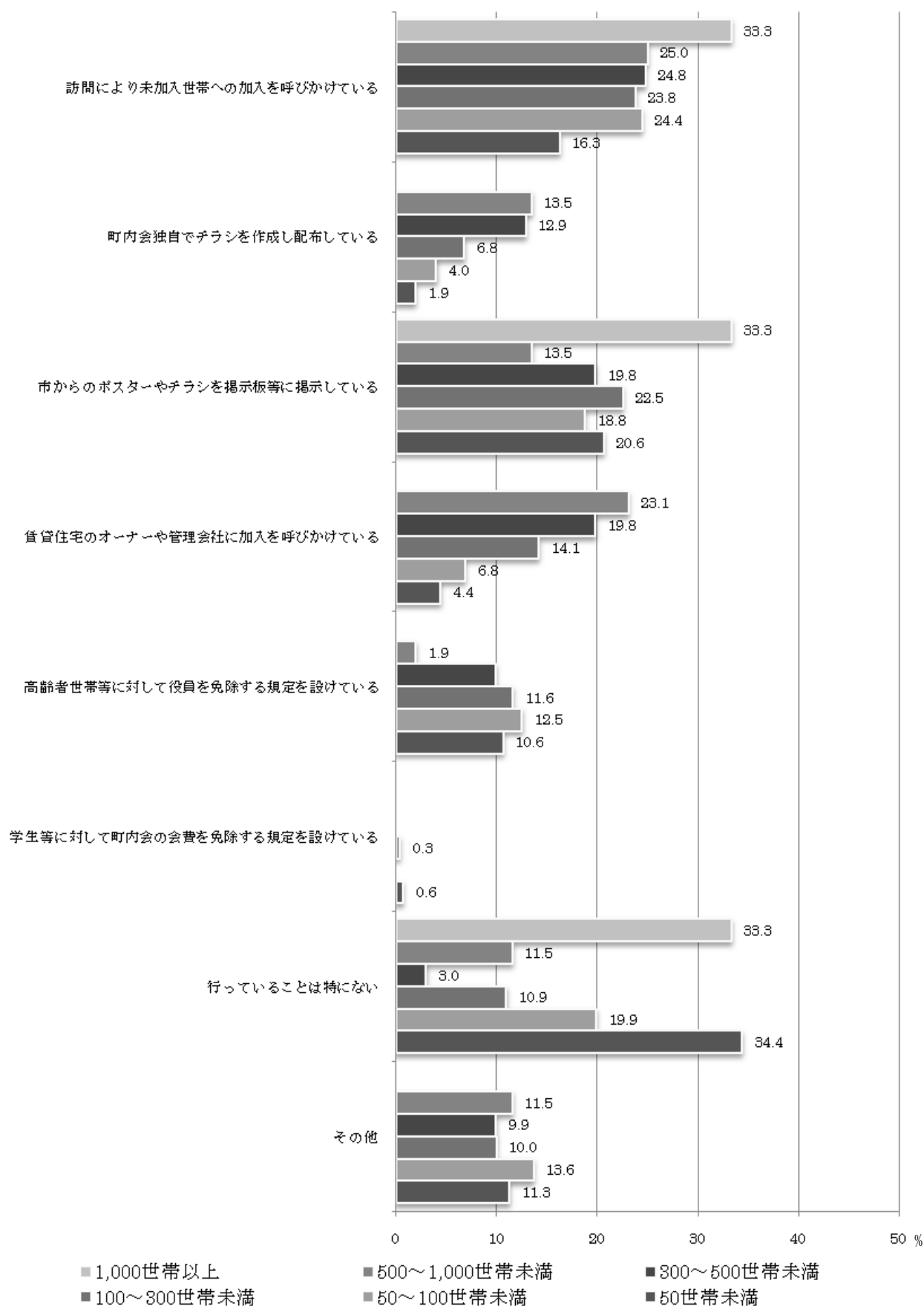
世帯数別にみると、世帯数規模の大小に関わらず、「訪問により未加入世帯への加入を呼びかけ」、「市からのポスターやチラシを掲示板等に掲示」は共通した取り組みとなっています。

また、世帯数が多い大規模な町内会等では、「賃貸住宅のオーナーや管理会社に加入を呼びかけ」や「町内会独自でチラシを作成配布」等の取り組みの割合が多く、世帯数が少ない小規模な町内会等では、「行っていることは特にない」の割合が多い傾向にあります。

### ■町内会の加入促進



## ■町内会の加入促進【世帯数別】



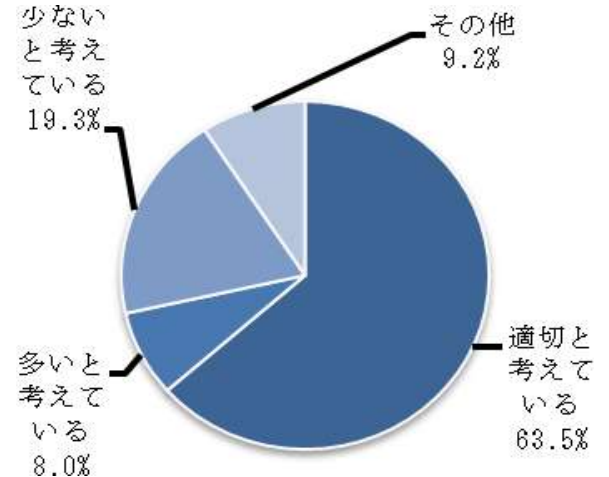
(7) 町内会の現状の世帯数

問17 町内会を運営する上で、現在の町内会区域の世帯数について、どのように思いますか  
 1. 適切と考えている 2. 多いと考えている 3. 少ないと考えている 4. その他

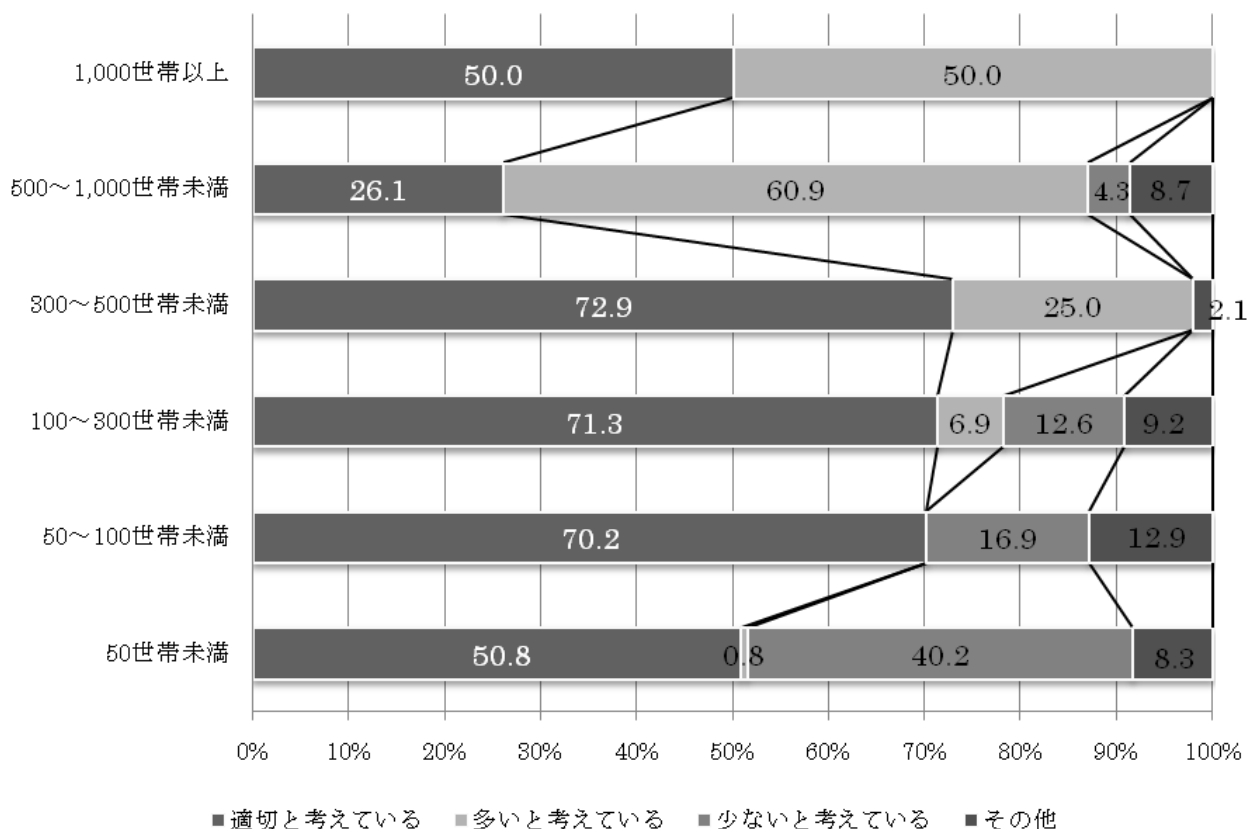
町内会の現状の世帯数について、「適切と考えている」が63.5%と最も多く、次いで「少ないと考えている」19.3%、「多いと考えている」8.0%となっており、現状が適切であると考えている町内会等が6割を超えています。一方、「多い」または「少ない」など「適切でない」と考えている町内会等は約3割となっています。

世帯数別にみると、「50～500世帯未満」では「適切と考えている」が7割を超えています。また、世帯数規模が大きくなるほど「多いと考えている」割合が多くなるほか、世帯数規模が小さくなるほど「少ないと考えている」割合が多くなっています。

■町内会の現状の世帯数



■町内会の現状の世帯数【世帯数別】



## (8) 町内会の適切な世帯数

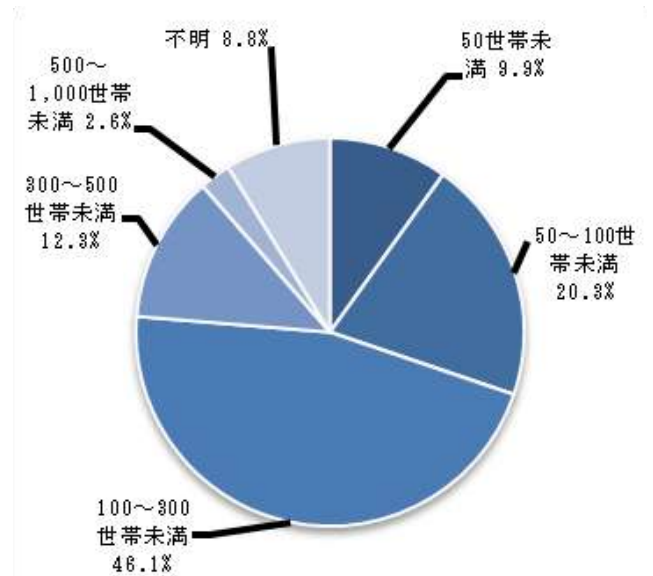
**問18 町内会を運営する上で、適切な規模とされる1町内会あたりの世帯数をどれくらいと  
思いますか** [ ] 世帯

町内会の適切な世帯数について、「100～300 世帯未満」が46.1%と最も多く、次いで「100 世帯未満」の規模の小さな世帯数が30.2%、「300 世帯以上」の規模の大きな世帯数が14.9%となっています。

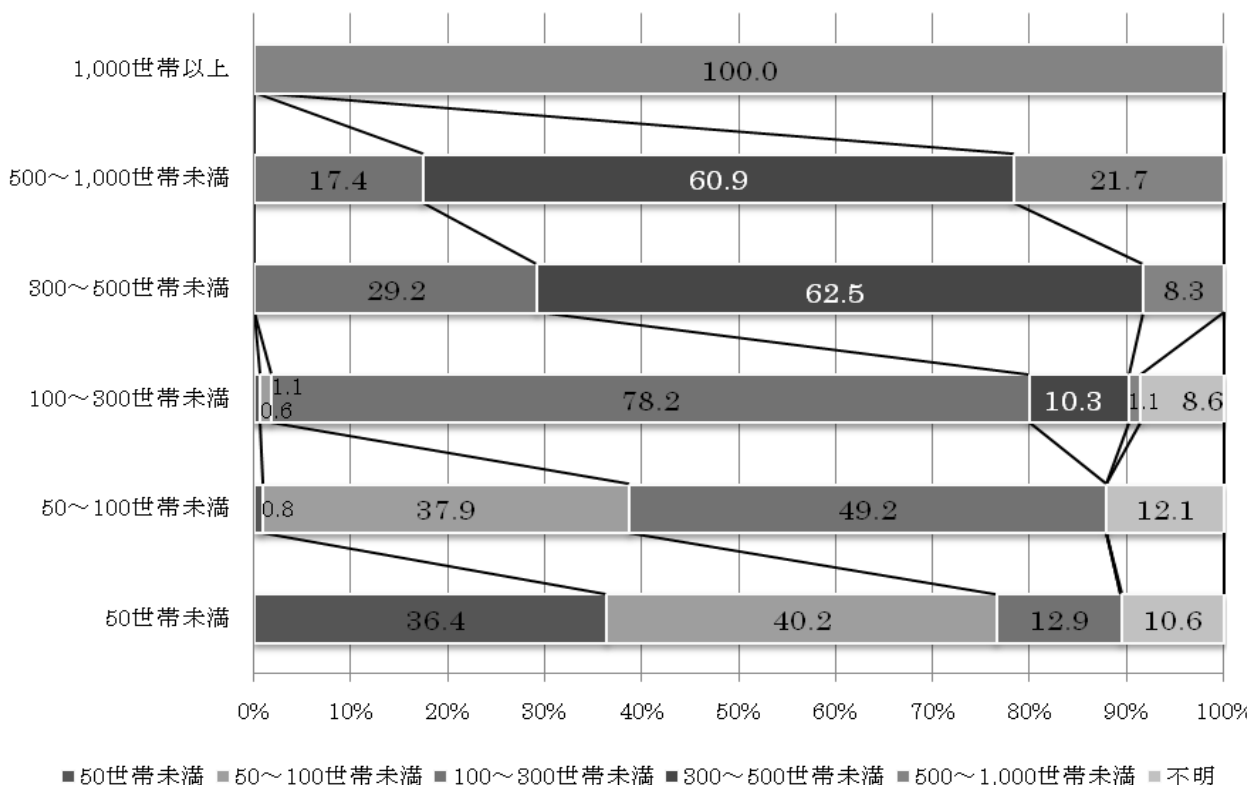
世帯数別にみると、「100～500 世帯未満」の町内会等では現状の世帯区分を適切とする割合が多い傾向にあります。「500～1,000 世帯未満」の町内会等では「300～500 世帯未満」を適切とする考えが多く、現状の世帯区分より低い世帯数を適切とする割合が多くなっています。

また、「100 世帯未満」の町内会等では、現状の世帯区分を適切とする考えが約4割を占めていますが、現状より多い世帯区分を適切とする考えが約5割以上と現状の世帯区分より高い世帯数を適切とする割合が多くなっています。

■町内会の適切な世帯数



■町内会の適切な世帯数【世帯数別】





(9) 町内会の1班あたりの適切な世帯数

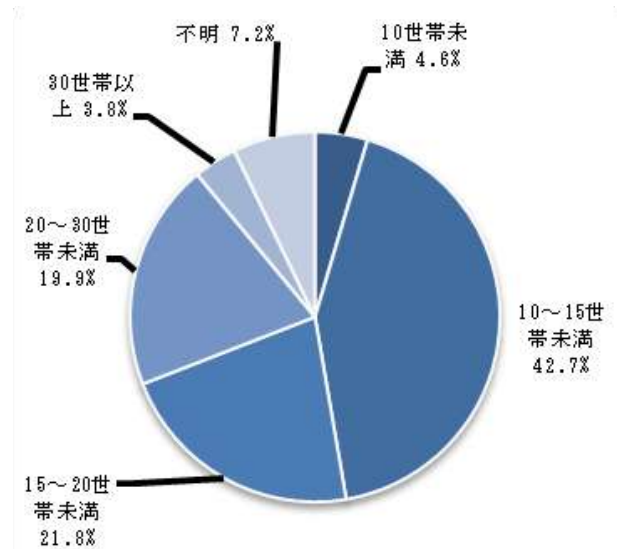
問19 町内会を運営する上で、適切な規模とされる1班あたりの世帯数をどれくらいと  
 思いますか [ ] 世帯

町内会の1班あたりの適切な世帯数については、「10～15世帯未満」が42.7%と最も多く、次いで「15～20世帯未満」21.8%、「20～30世帯未満」19.9%となっており、「10～20世帯未満」の割合が6割を超えています。

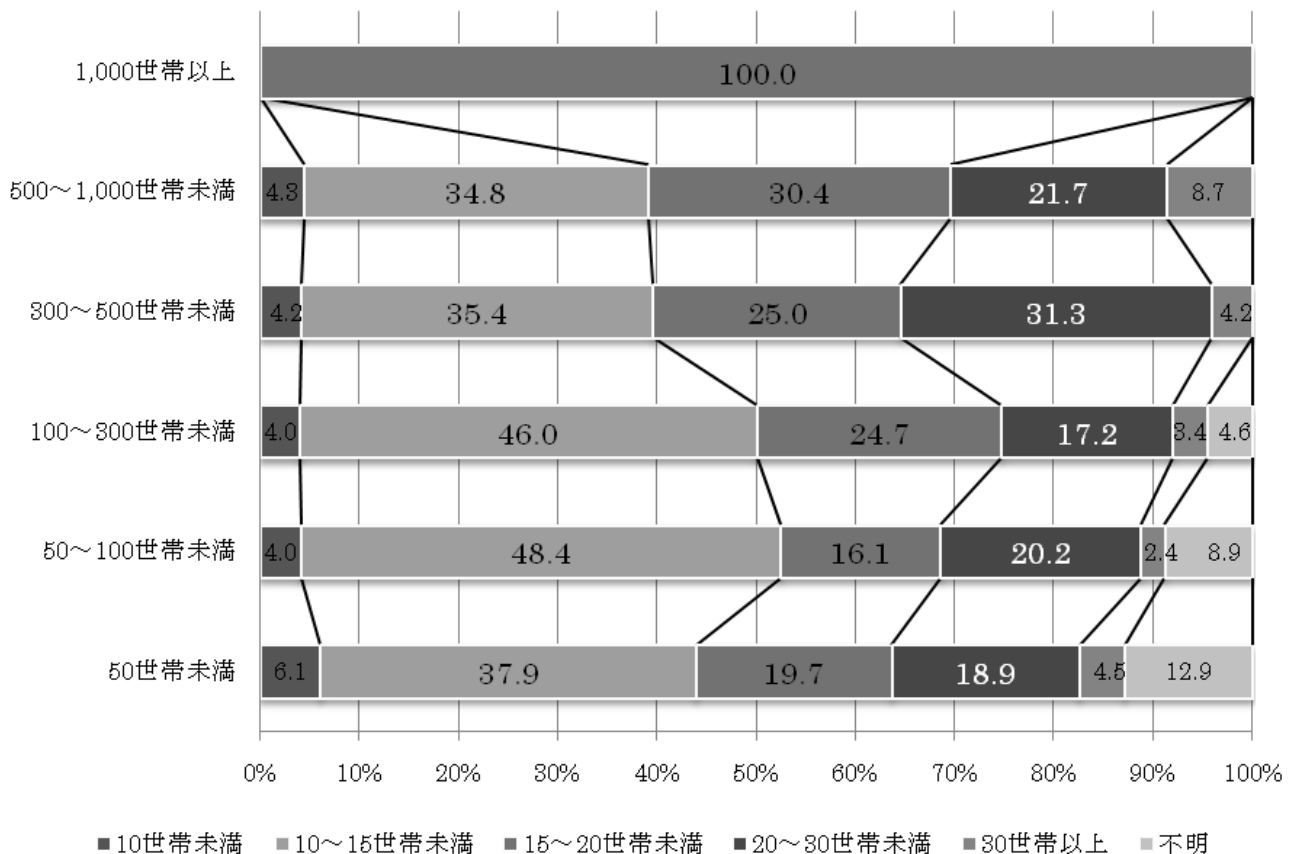
一方で、「20世帯以上」は約2割、「10世帯未満」は4.6%となっています。

世帯数別にみると、世帯数規模の大小に関わらず、「10～15世帯未満」の割合が多く、次いで「15～20世帯未満」となっており、両者を合わせると約6割を占めています。

■町内会の1班あたりの適切な世帯数



■町内会の1班あたりの適切な世帯数【世帯数別】



(10) 町内会再編の必要性

**問20 町内会規模は、大小さまざまであり、町内会運営が難しい状況のところもありますが、今後の町内会運営のあり方を検討する上で、町内会の再編（2つの町内会を1つの町内会に統合することや、1つの町内会を2つの町内会に分割することを意味します。）について、どのように思いますか**

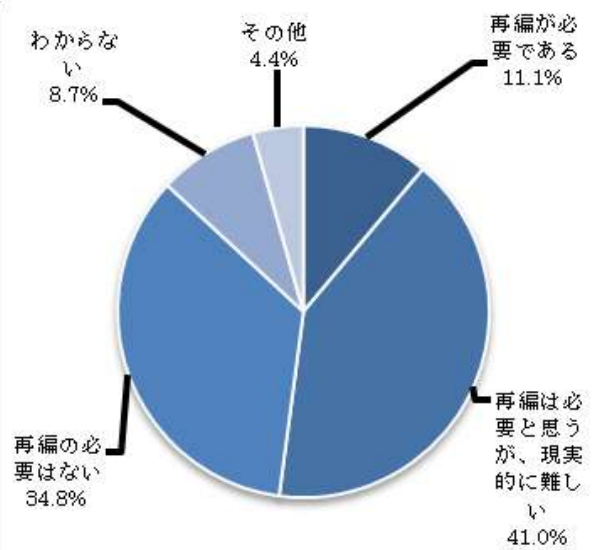
- 1. 再編が必要である
- 2. 再編は必要と思うが、現実的に難しい
- 3. 再編の必要はない
- 4. わからない
- 5. その他

町内会再編の必要性について、「再編は必要と思うが、現実的に難しい」が41.0%と最も多く、次いで「再編の必要はない」34.8%、「再編が必要である（現実的に難しいを含む）」が5割を超える一方、「再編の必要はない」も約4割と、意見の分かれる結果となっています。

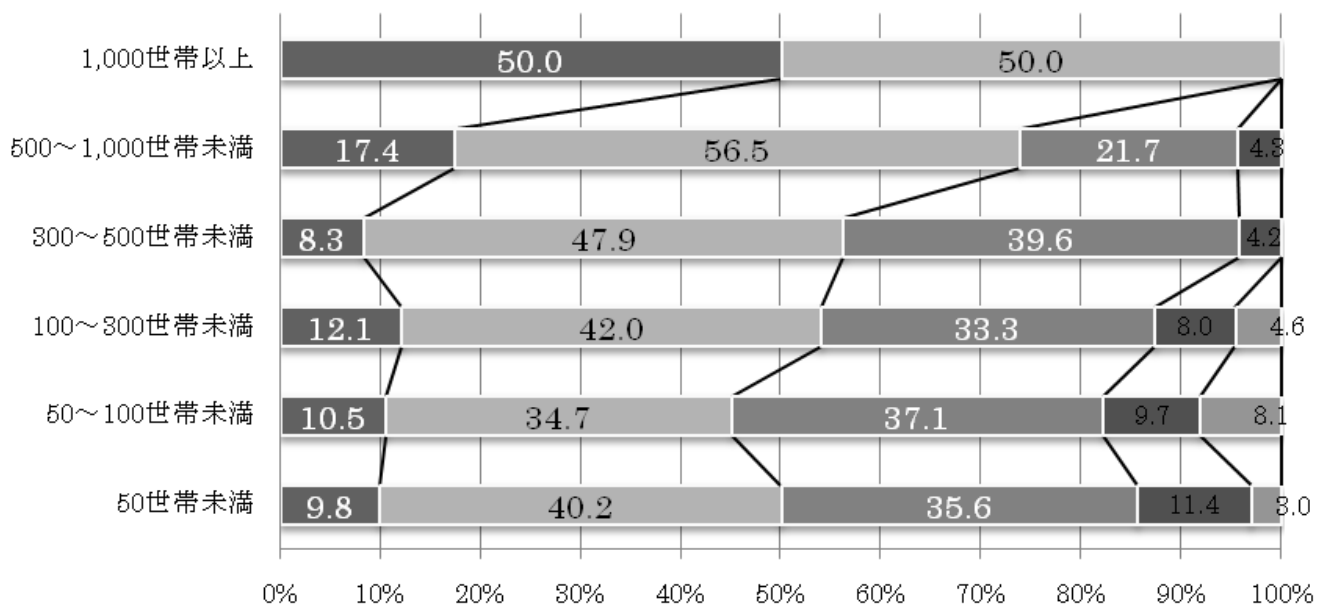
世帯数別にみると、「500世帯未満」では、「再編が必要である（現実的に難しいを含む）」が約5～6割、「再編の必要はない」が約4割となっています。

一方で、「500～1,000世帯未満」では「再編が必要である（現実的に難しいを含む）」は7割を超えており、大規模な町内会等になるほど再編の必要性の割合が多い傾向にあります。

■町内会再編の必要性



■町内会再編の必要性【世帯数別】



■再編が必要である ■再編は必要と思うが、現実的に難しい ■再編の必要はない ■わからない ■その他

## (11) 行政からの支援

問21 町内会に対して、佐世保市からどのような支援を希望しますか。当てはまるものを2つまで選び、番号に○印をつけてください

1. 人材の育成（研修・学習機会の提供等）
2. 情報の提供（先進的な活動事例、活動助成制度の紹介等）
3. 運営や活動に対する助言（運営手引きの作成等）
4. 未加入者対策（転入者や未加入者への町内会加入促進、町内会活動の周知等）
5. 地域の各種団体と連携・協力体制づくりへの支援
6. 行政側の対応の一本化（町内会補助金の統一、行政窓口の一元化等）
7. 特に支援の必要はない

※ 上記以外に、佐世保市からどのような支援を希望されますか（ ）

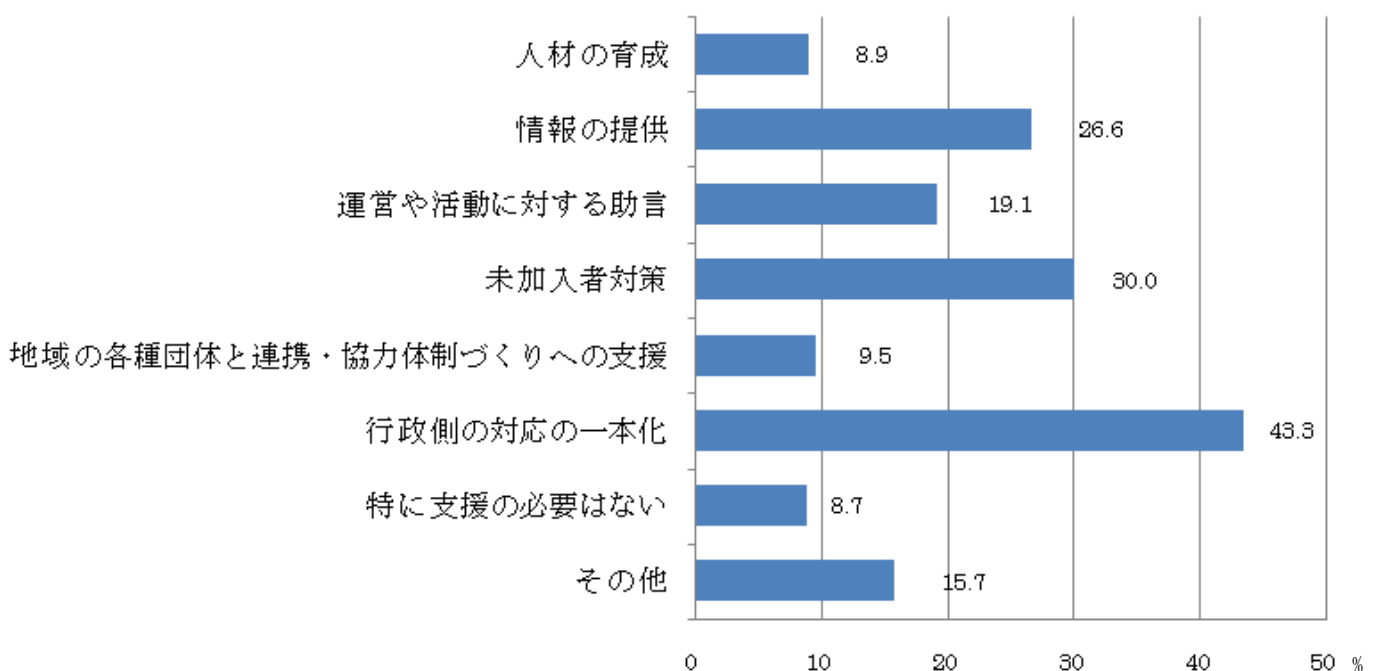
町内会等に対して希望する行政支援については、「行政側の対応の一本化」が43.3%と、約半数から希望する声があがっています。次いで「未加入者対策（転入者や未加入者への町内会加入促進、町内会活動の周知等）」30.0%、「情報の提供（先進的な活動事例、活動助成制度の紹介等）」26.6%となっています。

このように、行政との協力・連携の関係の中で、まず、「縦割り行政ではない対応（横断的な対応）」、そして「情報の共有化」を強く求められていることがうかがえます。

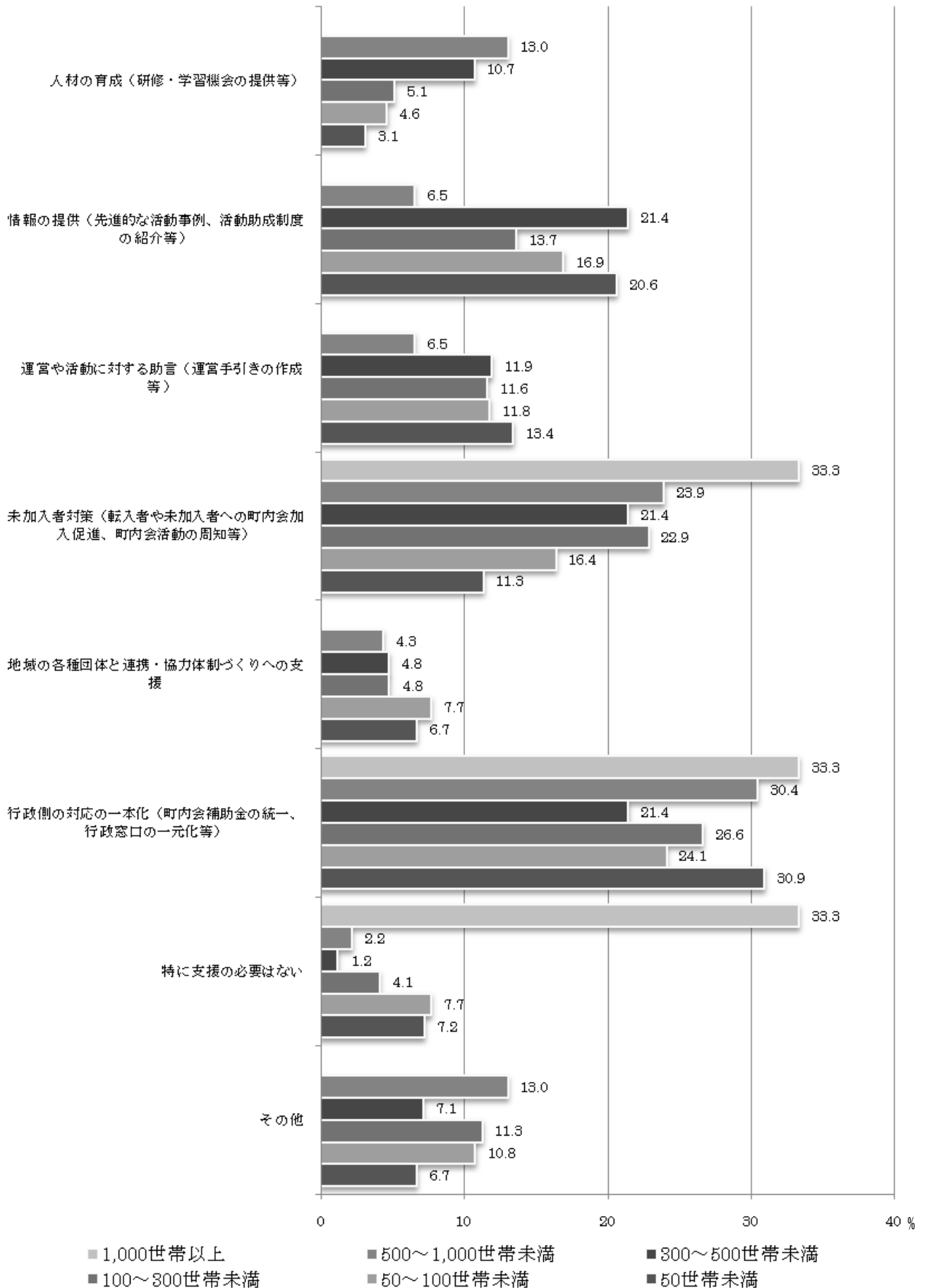
世帯数別にみると、世帯数規模の大小に関わらず、「行政側の対応の一本化」が最も多くあげられています。

次に「未加入者対策（転入者や未加入者への町内会加入促進、町内会活動の周知等）」が、全般的に多くあげられているほか、世帯数規模が大きくなるほどその割合が多くなっています。

### ■行政からの支援



■行政からの支援【世帯数別】



(12) 地域コミュニティ推進事業の認知度

問22 佐世保市では、第6次総合計画後期基本計画の重点プロジェクトのひとつとして「地域の絆プロジェクト」を位置づけており、町内会などの地域コミュニティ活動の支援及びその活性化を目的とした「地域コミュニティ推進事業」を進めています。このことについて、当てはまるものを1つ選び、番号に○をつけてください

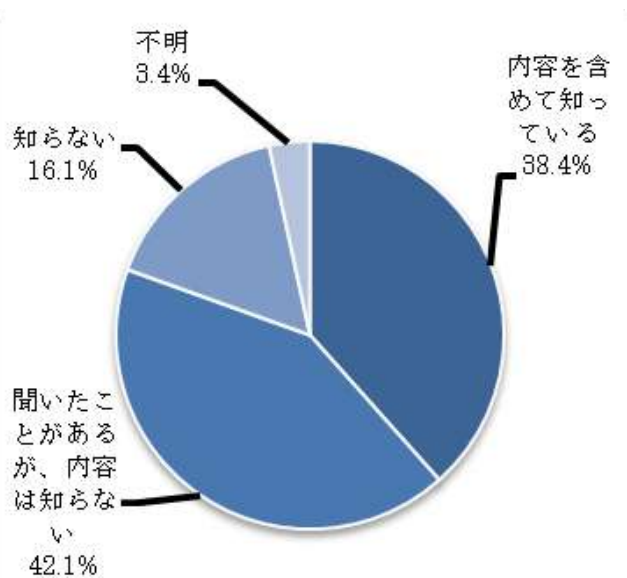
1. 内容を含めて知っている
2. 聞いたことがあるが、内容は知らない
3. 知らない

地域コミュニティ推進事業の認知度については、「聞いたことがあるが、内容は知らない」が42.1%と最も多く、次いで「内容を含めて知っている」38.4%、「知らない」16.1%となっています。

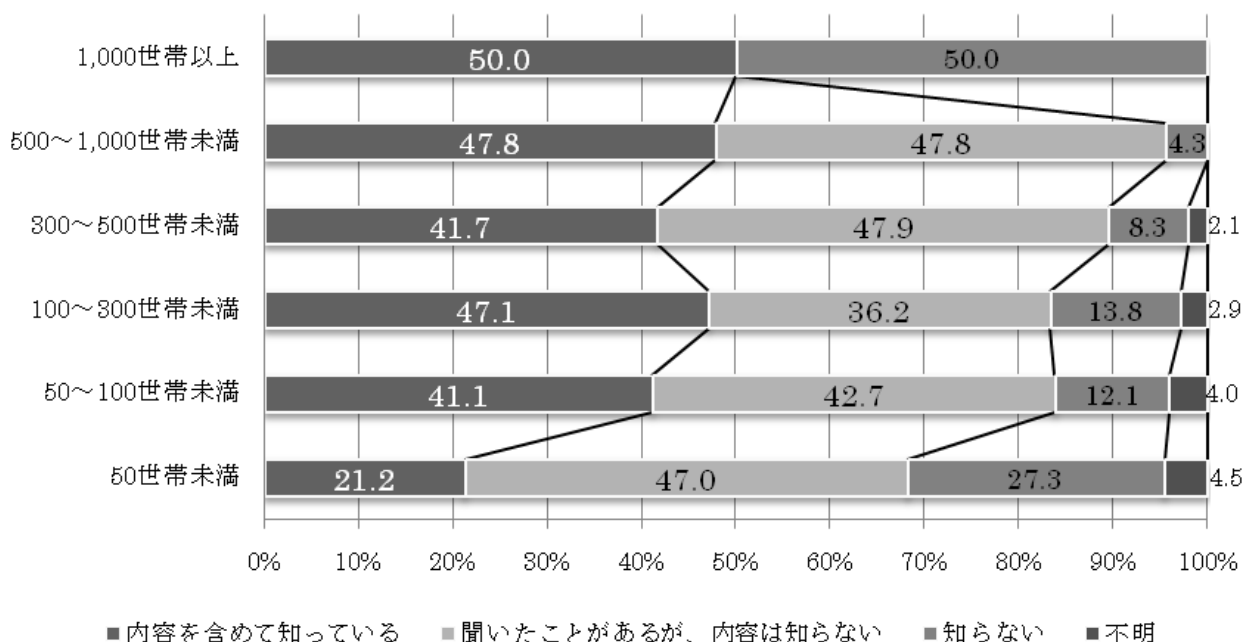
地域コミュニティ推進事業は、約8割が認識されていますが、「内容を知らない」、「知らない」を合わせると約6割の町内会等が、事業内容等を含め認知していない結果となっています。

世帯数別にみると、「50世帯以上」では、世帯数規模の大小に関わらず約5割が、「50世帯未満」では約7割が、事業内容等を含め認知していない結果となっています。

■ 地域コミュニティ推進事業の認知度



■ 地域コミュニティ推進事業の認知度【世帯数別】



### (13) 防犯灯のLED化について

#### ① LED防犯灯への交換計画

**問24 佐世保市では、平成24年度から平成28年度までの5年間で、町内会が所有されている防犯灯を全灯LED防犯灯に交換することを目標に設置補助制度を創設しました。今後、LED防犯灯へ交換することについて、当てはまるものを1つ選び、番号に○をつけてください**

1. 計画的に防犯灯全灯をLED防犯灯に交換する( )年計画
2. 球切れ・老朽化したものから順次交換していく
3. 既に全灯をLED防犯灯に交換している
4. LED防犯灯へ交換予定はない(理由: )

LED防犯灯への交換計画については、「計画的に全灯をLED化」が38.6%と最も多く、次いで「球切れ・老朽化したものから順次LED化」28.4%、「既に全灯をLED化」9.5%となっており、防犯灯のLED化を検討している町内会等（設置済を含む）は全体の約8割を占めています。

世帯数別にみると、防犯灯のLED化を検討している町内会等は、「300～500世帯未満」が52.1%と最も多く、次いで「500～1,000世帯未満」47.8%、「100～300世帯未満」46.6%と、世帯数規模が大きくなるほど計画的なLED化を予定されています。

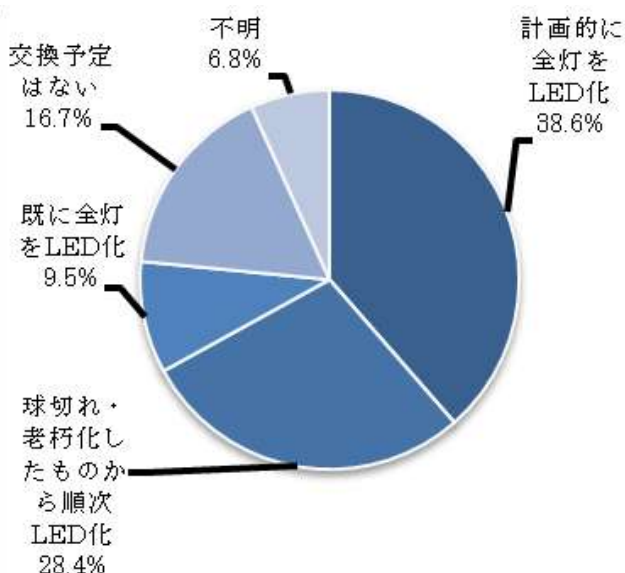
また、「計画的に全灯をLED化」、「球切れ・老朽化したものから順次LED化」、「既に全灯をLED化」をあわせると、「100世帯以上」では8割を超えており、「100世帯未満」でも約7割と、防犯灯のLED化について関心が高い傾向にあります。

一方で、「100世帯未満」では、「交換予定はない」、「不明」をあわせると約3割を占めており、その理由としては財源等の問題をあげる町内会等が多数ありました。

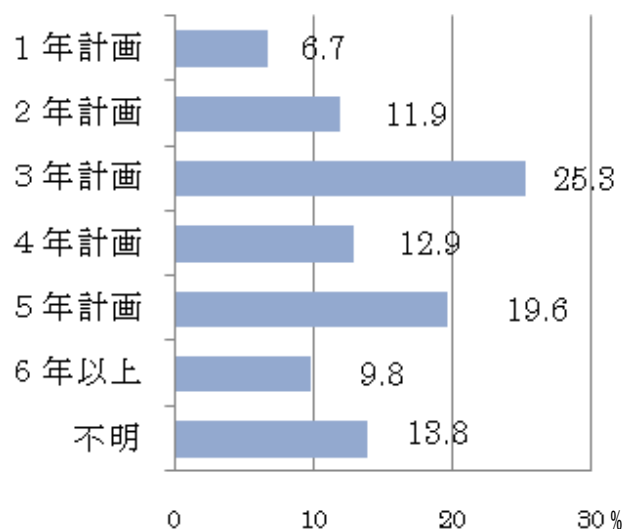
次に計画的に全灯LED化を予定されている町内会の計画年数をみると、補助制度がある5年以内を計画しているところが7割を超えており、その中でも「3年計画」が最も多く25.3%となっています。

また、「6年以上、不明」が23.6%と財源の問題等で補助期間内もしくは計画的なLED化が難しい町内会等が全体の4分の1を占める結果となっています。

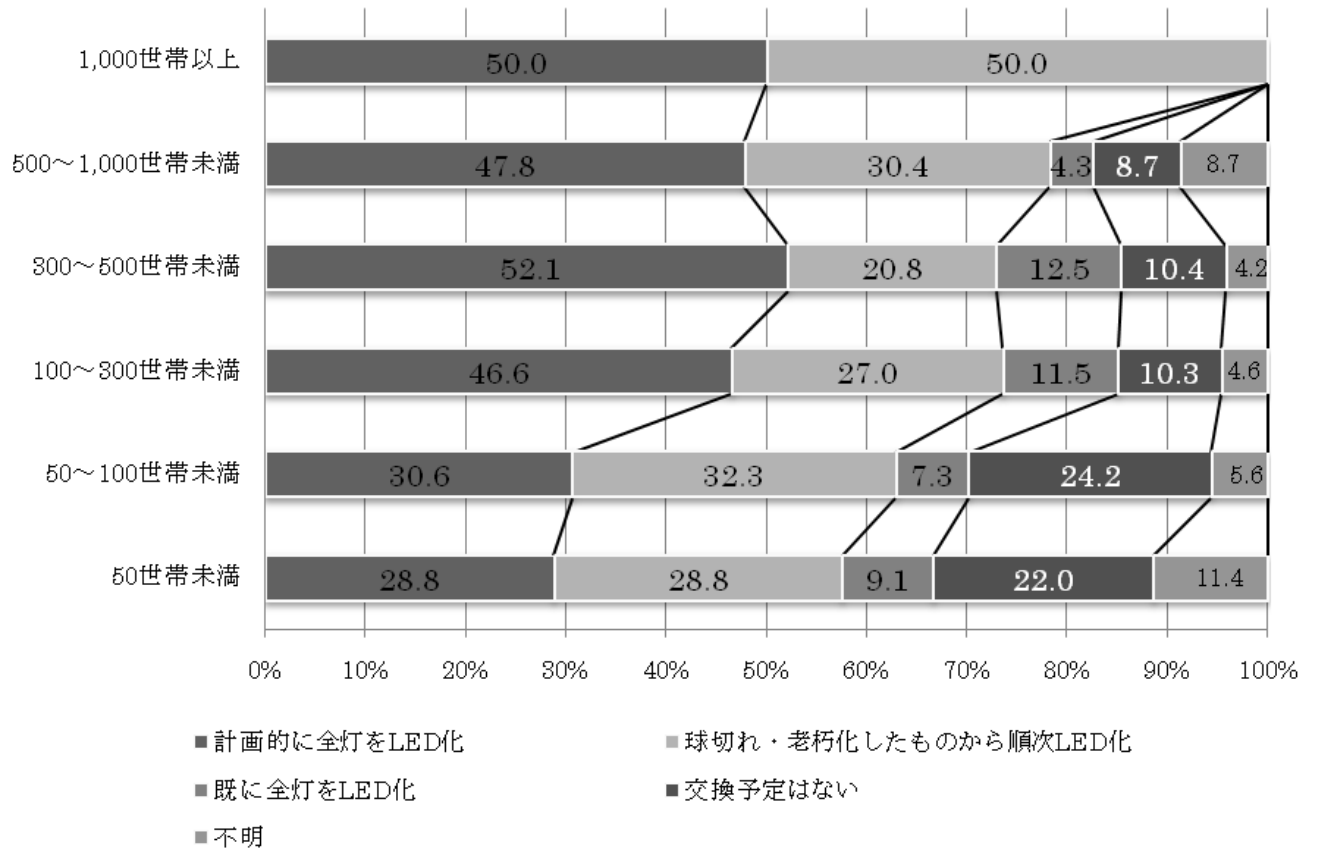
■ LED防犯灯への交換計画



■ LED防犯灯への交換計画年数



■ LED防犯灯への交換計画【世帯数別】





## ② LED防犯灯の普及促進のため必要なこと

問25 平成24年度から平成28年度までの5年間で町内会がLED防犯灯の普及促進を図るためには、補助金の増額以外に、何が必要と考えますか

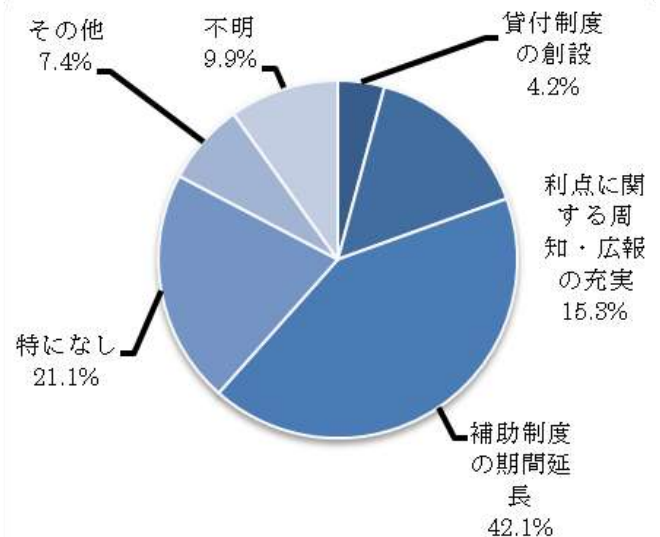
1. LED防犯灯導入費用の貸付制度
2. LED防犯灯導入後の利点に関する周知・広報の充実
3. 平成28年度までの5年間ではLED防犯灯への交換が難しいので、補助制度の期間延長が必要
4. 特になし
5. その他

LED防犯灯の普及促進のために必要なことについては、「補助期間の延長」が42.1%と最も多く、次に「利点に関する周知・広報の充実」が15.3%、「貸付制度の創設」が4.2%となっています。

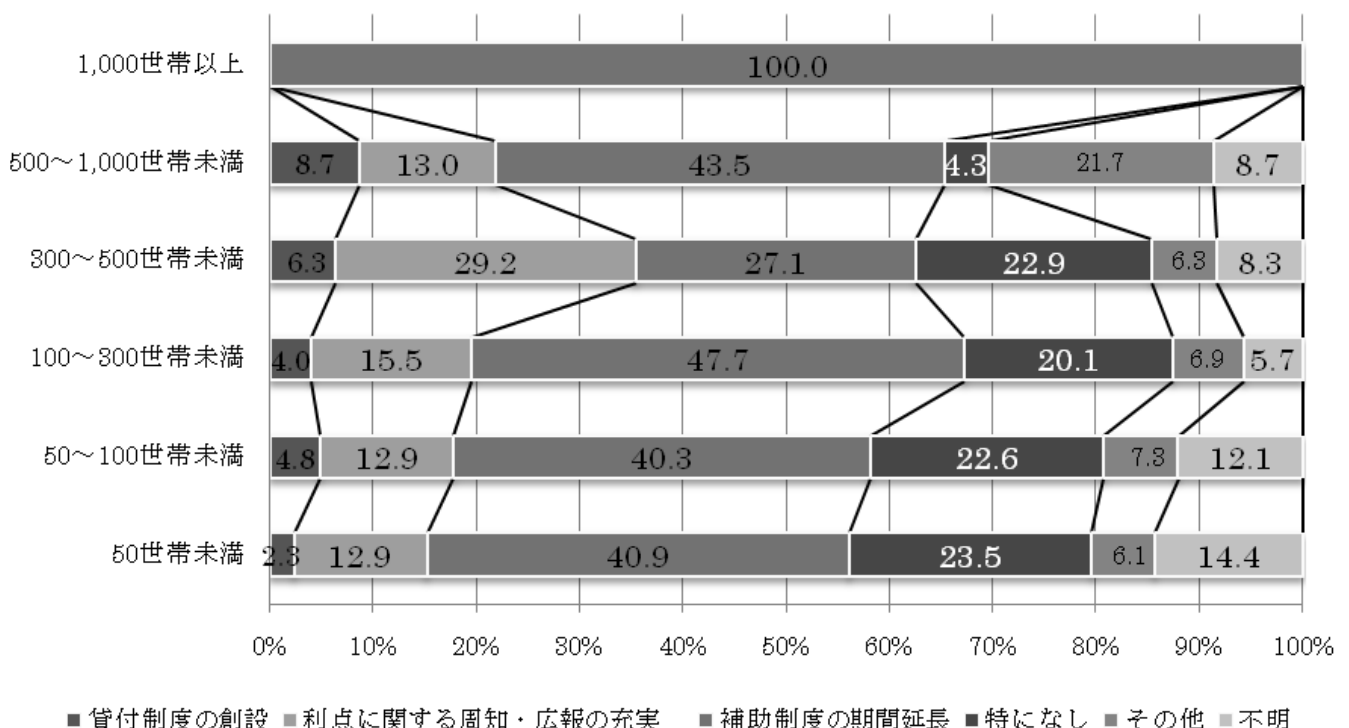
世帯数別にみると、世帯数規模の大小に関わらず「補助制度の期間延長」が最も多く、約4割あったほか、「利点に関する周知・広報の充実」が約2割となっており、両者をあわせるとどの世帯区分も概ね約6割を占めています。

また、「貸付制度の創設」は、全体でも1割未満と構成比は少ないものの、世帯数規模が大きくなるほど、占める割合が多くなっています。

■ LED防犯灯の普及促進のため必要なこと



■ LED防犯灯の普及促進のため必要なこと【世帯数別】







(14) 町内会の集会所について

①集まりや話し合いの場所

問28 町内会の集まりや話し合いは、主にどのような場所で行なっていますか

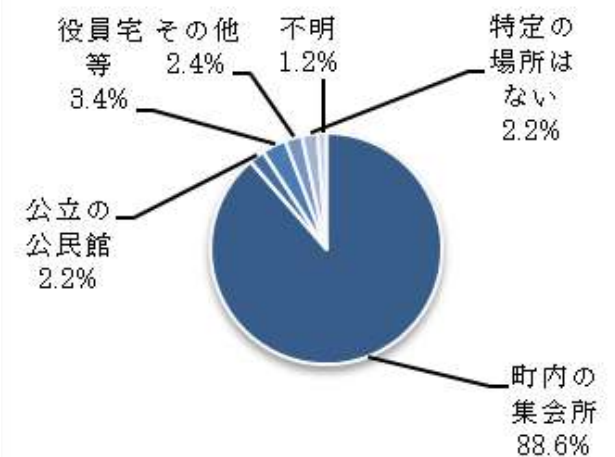
- |                                |              |
|--------------------------------|--------------|
| 1. 町内の集会所（公民館）                 | 2. 公立の公民館    |
| 3. 小中学校                        | 4. 役員宅等の個人の家 |
| 5. その他（                      ） | 6. 特定の場所はない  |

集まりや話し合いの場所については、「町内の集会所」が88.6%と最も多く、9割近くを占めています。次いで、「役員宅等」3.4%、「公立の公民館」2.2%となっており、多くの町内会等で、「町内の集会所」を集まりの場所として活用されています。

世帯数別にみると、「100世帯以上」では、「町内の集会所」が9割以上を占めています。

また、「100世帯未満」では、「町内の集会所」が7～8割を占めていますが、大規模な町内会等に比べ「公立の公民館」や「役員宅等」を利用している割合が多くなっています。

■集まりや話し合いの場所



■集まりや話し合いの場所【世帯数別】



## ②集会所（公民館）の所有数

問29 町内会がお持ちの地区集会所（公民館）はありますか。お持ちの場合、集会所は何カ所ありますか。（ ）内に数字をご記入ください。

1. 集会所を持っている 集会所の数は（ ）カ所
2. 集会所は持っていない

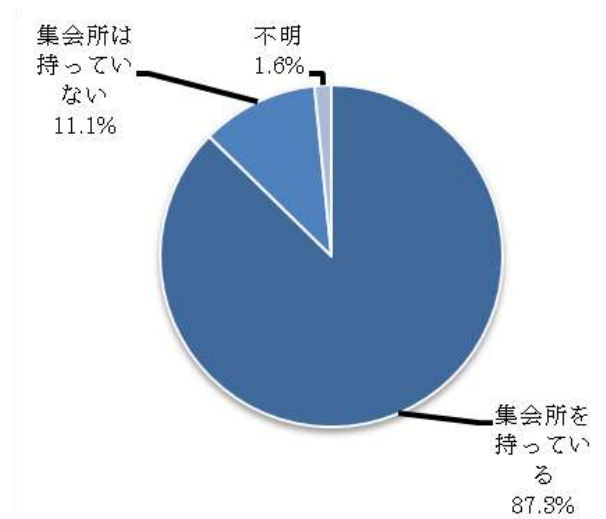
集会所（公民館）の所有数については、「集会所を持っている」が87.3%と最も多く、9割近くを占めています。

一方、「集会所は持っていない」11.1%、「不明」1.6%となっており、集会所を所有していない町内会等も1割近くあります。

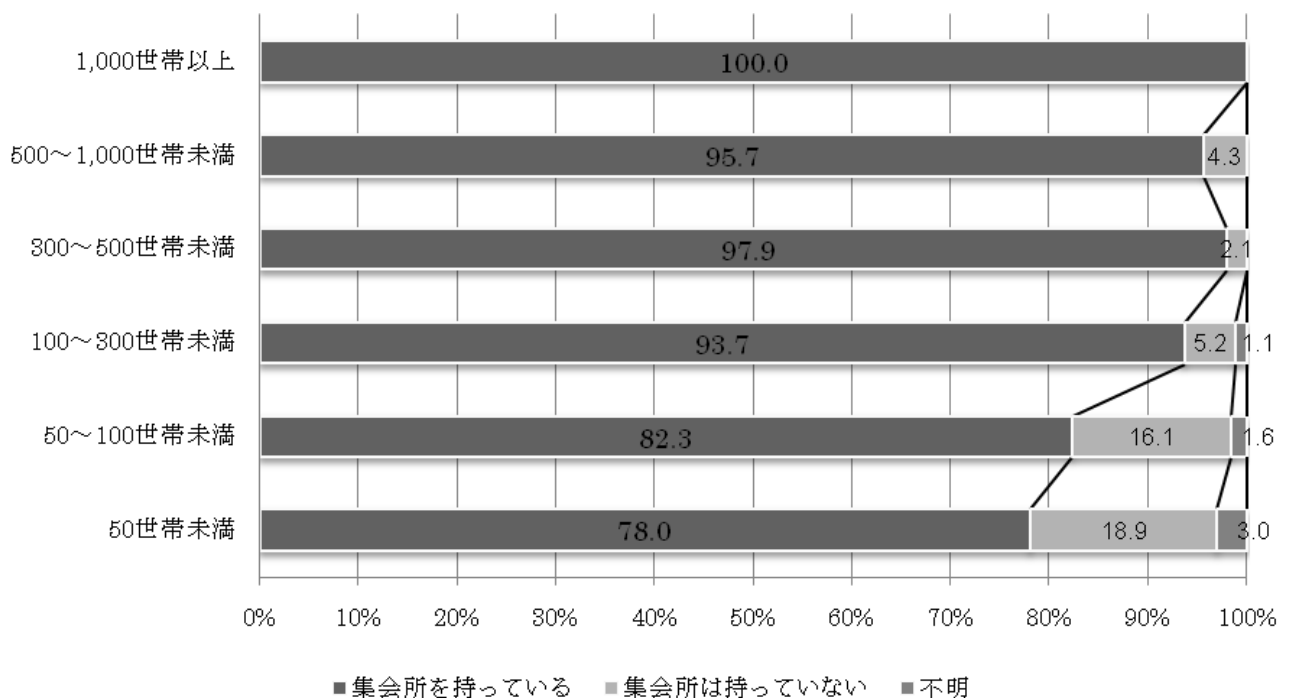
世帯数別にみると、「100世帯以上」では、「集会所を持っている」が9割以上を占めています。

また、「集会所は持っていない」の割合が「50世帯未満」で18.9%、「50～100世帯未満」16.1%と、世帯数規模が小さくなるほど「集会所は持っていない」割合が多い傾向にあります。

■集会所（公民館）の所有数



■集会所（公民館）の所有数【世帯数別】



◇その他、主な自由意見等の整理◇

●町内会長の選出方法（問3） \* その他(自由記述)

内 容	
くじ引き	年功序列
基本は投票制、立候補者がいない場合は推薦制	繰り上がり方式
適任者を選出し個別にお願いしている	役員選考委員会で選出し、総会で決定
高齢者が多いため、若い者がするようになった	選挙管理委員会を設立し公募、立候補者がいない場合は選管で推薦 など

●町内会の活動を行う上での最も大きな問題点（問15） \* その他(自由記述)

内 容	
会長のなり手がいない	予算的に厳しい
年齢的に役員になる対象者が極めて少ない	館長の負担が大きくなっている
共同の意識が段々と低下している	区域が広すぎてまとまりにくい
自己主張する人がいる	現状を認識している館員が少ない
若い人の加入を心かけているが、大変難しい	各種団体への負担金が多い
限界集落状態	大半の人があまり意見を述べない など

●町内会の加入促進（問16） \* その他(自由記述)

内 容	
各班長による転入者と転出者の確認	アパート世帯に対する会費の値下げ
転入者に対する行政からの指導周知の利用	アパート等の管理会社に協力依頼している
入居者は即加入の方式をとっている	高齢者の市民大清掃免除
未加入世帯に「広報させぼ」を配布し、自主的な加入を待っている	町内会所有のゴミステーションに、ごみを等捨てにきた際に、町内会加入の話をしている
新築、造成区域に入居世帯に加入を呼びかけ	建設時に賃貸住宅業者に町内加入を進めている
自治会より補助金を出しており、小中学校の子供会には自治会員でなければ入会できない	各班の班長に加入票として自治会活動の内容書類を渡し、新規入居者に対する呼掛けを実施
ワンルームの方々には、オーナーと管理者を通じ入居時点で入会を了承してもらっている	高齢者の班長を免除している
未加入世帯のゴミステーション使用を遠慮してもらっている	こと細かに会費の用途を書いた資料を配り、加入を促進している など

●町内会の現状の世帯数（問17） \* その他(自由記述)

内 容	
規模としては小さい方がまとまるが、何か事業をする時は大きくないと運営できない	現在の世帯数で適切と思うが、班構成で7~18戸あるが、範囲が3km以上あり苦労している
昔からの町内単位でいくと50世帯程度がよい	多いと思うが、分割すると役員等の選出が問題
世帯数は200~300未満。100世帯未満は合併したほうがよい	区によって世帯数に格差があり、世帯数の調整が必要
歴史と伝統に基づく地域で区割はできないし、必要ない	ここ数年間は現世帯で良いと思うが、高齢化が進めば、世帯数ばかり多くても役員のみがなくなる
町の成り立ち上仕方がなく、世帯数はどうすることも出来ない	その区域に住居を構えており、何とも言いえないが、区分けしても全体を把握しないとイケない
町内会自治は隣組の絆であり、区域内活動であるため世帯数とは関係ない	世帯数は少ないが隣接町内会と離れている など

●町内会再編の必要性（問20） \* その他(自由記述)

内 容	
昔からのしがらみがあり統合できない	再編が必要と思う部分もある
我が町内会は必要ないが、他町をみれば統合や分割が必要ではないだろうか	今後、高齢者が増え、現在も小さな町であるが、将来はどうなるのか心配である
各町内会の実情に応じて、運営の良し悪しが決まることから、もっと行政が各町内会に参加しその現状把握にまず努めるべきで、そこから再編の有無を考えることだと思う	他の自治会の現状は不明ですが、マンションの場合は一つの町内会が適切と考える
役員・班長の選出もどうかという時代になり、また、1班4～5世帯もでてきているが、他が合併の進めに乗らない	団地は移り変わりが多く、最近では近所付き合いもあまり行わない方が多く、努力しているがコミュニケーションが取りにくい
1町内を分ける分割、2つの町内を1町内会にした場合、公民館の広さ、また、それに伴って建替えた場合の費用の問題など現実的に難しい	必要を感じない
昔から風潮は風習の関係上、統合するにも派閥があるため合併するのは難しい	何年か先には再編が必要になると思う
個人負担が多くなり、高齢者は年金生活の中での出費などで、町内会を脱退する人も多くなると思う	個人情報保護法を縦にとり、町内会の人員構成がその町内会に知らされないことには、町内会の問題点は明確にならないと考える など

●行政からの支援（問21） \* その他(自由記述)

内 容	
各種補助金の拡充	行政による未加入者に対する加入促進
市職員との対話を広げ、実態の掌握をする「観て回るではなく、診て回るにすべし」この事が一番大事	民生委員を探す時など、区長ばかりにまかせず市からも出てきてもらいたい
集会所補助の種類を拡大（補助の種類が少ない、畳替え、白蟻防除、付帯設備がない）	公務員退職は自治会活動の役職を率先して受けるようにする
町内会の小規模地区の再編	役員手当の基準を何らかの形で示す
転入者の通知を館長にほしい	役員に対する金銭的支援
町内会に対する活動費の支給	要望事項への対応が遅い
賃貸住宅オーナーや管理会社に対する、町内会加入促進	支援を受けるよりも行政の簡素化と配布物を少なくすること
各世帯の名簿等が必要（今後、地区住民の世帯家族の構成が分からないと、地区の活動上支障をきたす）	町内会の行事や活動は主に土日、祭日に集中するため、行政（地区公民館）が休みなので不便を感じる
市職員は地域の現状を良く知って対応してほしい	公園合愛護会の助成金はいらないので、年2～3回の公園除草をやっていただきたい
公務員の町内会役員就任を前向きに呼びかけてほしい	館長仕事が多く、大変なわりに手当が少ないため、行政協力金を館長手当とできないか
縦割り行政ではなく、関連がある場合は一本化してください	住民の自治会加入の義務化
市からの調査依頼や送付文書（チラシ）が多すぎるため、関係課が情報交換を密にして、町内会の負担が減るよう努力してもらいたい	市道ではないが、公道として利用している道路の整備（利用する高齢者が多く転んで怪我をすることがある）
館長手当は戸数に応じて市が支援すべき	市職員の町内活動への参加
アパートや借家の人の対策が不透明	公民館各部長の自主参加による研修会の開催（特に新任役員研修、年度始めに） など

●今後の町内会活性化（問23） \*ご意見・ご要望（自由記述）

内 容	
人材の育成（特に役員になって地域を引っ張るような積極的な人）	各町内会が集まり、活動体験発表が必要
町内在住の公務員（元公務員）の方（教員や市職員等）の町内会への積極的参加	住民及び市民の自治会への意識改革
若い所帯者の町内会加入及び活動参加	高齢化が進む中、世代交代のための若手育成が必要
高齢化で先が思いやられる	次世代を受け持つ若い力を育成するには、自治会長の定年制を設け、引継ぎ等がスムーズに行くようにしたい
イベントの開催による町民一人一人の参加を促し、関心を高めて町内活性化に結びつけたい	推進指針の柱の一つである町内会の活性化について、各町内会と行政が真剣に協議し対応することが先ず肝要ではないでしょうか
アパートマンション等の未加入者が町内会にまず加入すること	現在、公民館を活用しておられる人は、若い人達おらず、老人と子ども達だけなので、働いている若い人たちがもっと公民館に集まり、老人と子供の中に入って、町内を盛り上げてもらえれば、必ず町内は活性化できるはずです
無関心層が多く、市の職員や若い人の積極的な参加を期待したい	町内には老人会、子供会と別組織があり町内会は補助金を出して応援しており、三者をうまく連携して活動すれば活性化できるのではないかと
町内会は最小限度の活動でよい	次世代への継続が大変難しく、若い人が役員に入ってくると高齢化することもなく、町内会運営と世代交流も行くと思う
役員の中に年代別の若手をいかに参加してもらおうかが必要と考える	地域コミュニティの規模を小学校区単位にして、既存の町内会組織との連携を図りながら、行事等の一体化による経費節減と町内会費の減額を行った方がよい
住民参加が出来る機会を多く企画することが大切	中心となる役員は、時間的余裕が必要であり、高齢者及び婦人に頼る側面があるため、ますます高齢化する社会では、若い人が活動できる発想の転換が必要であろうと思う
・地域ぐるみであいさつ運動に取り組んでいく ・子ども達の会話にあたたかく対応 ・高齢者の方々へ気配りを行い親切な対応	若い人達や子どもの減少で活動が不活発になっているのでそこを考えていかなければならない。
町内会への補助金を増やしてほしい	各種行事等における補助金等の増額
行政側の対応の一本化	現在は大変協力して活動も順調に行われているが、住民が徐々に高齢化すると若い世代が引き継いで活発な活動ができるか不安が少しあり、後継者の育成が大切である
広報紙等で市民に周知徹底	現実的には非常に厳しいと思うが町内会の再編に取り組む必要があり、今後できる地区自治協議会の部会に連動するよう町内会の部会の再編成も必要と思う
運営や活動に対する助言が必要	町内会に関してサポートできる職員を地区公民館に配置し、町内で抱えている問題や改善をアドバイスしてもらえると活性化できると思う
世帯数が少ないため活動が限られる	町民の高齢化のため、役員等のなり手が少なく運営に支障をきたしている
高齢者が得意とする「技や特技」を子供達に見せる場をもうけたい	高齢者世帯が多いため地域行事にも参加が難しい状況で、その対応が必要と感じる

第一次産業の地区はその地区の文化伝統等があるので再編は難しく、もし再編を行ったら、地区は崩壊するのではないか	市との協力があつてこそ町内会活動が活性化できると思うが、現在は市との連携がうまくいっていないため、市の指導を町が受動できるような体制が必要と思う
世帯数で議論することは無意味であり、地域コミュニティ活動にそぐわないと思う	役員の高齢化が目立ち、マンネリ化に進んでいる気がしており、若者を役員に推薦して育成した方が後継者育成、ひいては活性化に繋がると思う
行事や事業を増やすと役員のなり手がいないため、現状でよい	町内会活動への青少年の積極的な参加促進（特に若い世帯の参加）が必要だと思う
街中在住者が減少しているので居住者を増やす方策があればよい	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公民館長を始め、各役員の新年制</li> <li>・行政の定年退職者の積極的な応援参加</li> <li>・生活の多様化に対する行事の企画と伝統行事のバランス</li> <li>・公民館役員の研修等</li> <li>・地区公民館があれば、行事の整理ができ、スムーズな運営が出来る</li> </ul>
世帯数が少ないので町民全員が知り合いであり活性化している	基幹は各町内会にあり、その活性化こそが地域コミュニティ推進の原動力となるため、その地域の特性に応じて推進すべきである
アパートは色々な人がいるため活性化は難しい	集会所を充実し、そこで文化活動を充実させる
町内の再編成を行い、人材、財源の確保を図りたい	活動組織が多くあるため、自治連合会を中心に組織をまとめ活動実態を明確にし町民が理解しやすくする
活性化よりも簡素化を望む(税金を使わないように)	自分本位の社会になり、社会ルールを守らない、町内で決めたことも無視、注意しても反省がなく反論が多いため、活性化は大変難しい
まず、町内会が家族的雰囲気になるようにすることが大事であり、そのためには「あいさつ」や「声かけ」をして隣同士、近所、町内の人を知ることが何よりではないかと思う。会話が出来るようになれば、情報を得ることになり、町内行事などの活動に参加しやすくなって、人の動きが良くなり町内が活性化するのではないかと思う	町のテーマとして、毎年「1人でも多くの知っている町民を増やすこと」を掲げ、それに基づくイベントを開催しているが「少子化」・「就職者が多い」ことで、参加者は次第に増えてきているが、思うようには進まない。気長に努力していきたい
高齢者が多く、一町での活性化は出来ない状態であり、市として再編を考え対応していただきたい	昨年より、地域全体で食文化の伝承を目的に事業を実施しており、かなり好評で今年はイキイキサロン（高齢者の食事会）を含めて実施予定（地域活性化になっている）
市として、若い方が定住しやすい環境整備を進める必要がある（市営住宅の家賃を安くするなど）	高齢化も進み、限界集落となりつつある為、他地区との合併を進めてもらいたい
高齢化が進んでいるため、若手との交流会を定期的に行わなければならないと思い現在計画中	町内会規模は小さいが町民の町内会運営に関心が薄いので町民の町内会運営にもっと関心を持ってもらうことが大切
若い人が町外にでて、高齢化になり、行事など、又、役員を引き受ける人も少なく、市が色々な方面で進めています、無理な所が多くなりつつあり、現町内会だけでの力では現状維持が出来れば良いほうである	区長、役員の仕事が多く主に若い人（会社勤めの人）が、区長等を引き受けられない状況であり、提出書類の簡素化、回覧書類を減らす方法等、活動が出来やすい環境整備が必要と思う

地域コミュニティ構築を機に既存の地域組織団体などをできるだけ一本化又はスリム化して、コミュニティの部会として活動するような方向にできないか(町内会の負担が今以上に増大しないように、市の指導と調整を期待する)	子供会組織と女性部、老人部の連携、交流を促進し、活性化を図る取り組みを始めた。敬老会市民大清掃、秋祭り、クリスマス行事など、子供会が積極的に参加し、子供を中心に置くことで、若い世代や中年層の参加を促進することが狙い。三世代間の交流が活発になり、町内が非常に明るく協力的になった結果、自治会を中心にした活動がやりやすくなった
協会の協議会推進会等への補助金を一本化し行政窓口を一本化すると共に未加入者対策を抜本的に考え直す(支所単位で強化する)	町内会の活動をもっと紹介(PRの強化)し市民が町内会をより身近なものと感じられるような努力が町内会、行政ともに望まれる
どこの町内会も年齢の底上げが進み町内活動の中心が60~80代となっており、生涯学習推会が地域コミュニティ推進事業と一緒に「運営や活動に対する助言」を町内会に行ったら人材の育成になり町内会の活性化に役立つのではないかと、また、町内会活性化のための高齢者研修が必要と思う	地域住民の共助共同の必要性を認知させ、他人に頼らない、共同事業として活動させる
個人情報の提供が出来なくなったのが、活性化を阻害している面もあり、民生委員、選挙立会人などの推薦も年齢が分からないので、極めて苦慮している	各地区の文化伝統的事業を協力を支援いただきたい

● LED防犯灯への交換予定なし(問24) \*理由(自由記述)

内 容	
防犯灯を設置していない	町内にとってのメリットが不明
予算の問題	現補助金では交換費用が電気代を上回る
10~20年位の期間で考えると、初期費用LED交換費用が大きく、今の補助金ではメリットが少ない	総会において現状のままでよいという全員の意見であったため
必要性を感じない	1年前に蛍光灯に交換したばかりだから
町全体に市の外灯があるため	県住宅公社(または、市営住宅)のため
公民館新築による借金(1,000万円)の返済を優先させたい	新設、老朽化更新の折、LED対応する
現在、長期的な経済性を研究検討中(方向としてはLED活用)	設置すれば安くなるのは良く分かるが、設置場所の追加や変更が起こってくるのでないか

● LED防犯灯の普及促進のため必要なこと(問25) \*その他(自由記述)

内 容	
前倒しで促進するのであれば、1基4,500円では少なすぎる(自治会の負担が大きい)	補助制度が1回だけではなく、10年か12年で取り替わる時にも補助金が出るようにしてほしい
公共事業において市当局の施工を望みます	電球交換で十分(電球代の一部補助)
特に暗い町内から設置すべき(犯罪の多い町内から)	手続きの簡素化
市の都合で交換させるのであれば全灯補助し、その後に電気使用料の減額を考えるべきと思う	事後申請はできないか(老朽化したものから交換するため、事前申請は難しい)



今後メンテナンス費用の補助金をお願いします	LED防犯灯の価格に差がありすぎる
LED の導入は終了したが、これから交換が進めば、電気代の節約になり浮いた分を補助の増額に期待する	LED 導入への補助金をさらに増加、継続して頂きたい
LED 防犯灯補助金の他に公民館施設の蛍光灯全灯にも相当の電力料金がかかっており、補助金対策をしてほしい	LED 防犯灯を設置する場合、取り付け器具等の費用が相当かかると聞いており、町内会では様子見の感がある。(町内負担増のため)
LED 球購入のみにも補助があればと思う	LED 防犯灯が安くなった時に交換します

●LED防犯灯設置後の効果（問26） \* その他(自由記述)

内 容	
市の補助金で防犯灯をLEDに交換し、町民一同夜が明るく安全で喜んでいきます	取り替えたばかりで、費用管理費用節減、電気代の節減、役員負担軽減等の効果はでていない
年間3～4万円必要としていた電球交換等が軽減された	LED 防犯灯は従来の20W 蛍光灯より暗い感じがする
町内の評判が良い	照明の幅が狭い

●防犯灯のLED化（問27） \* ご意見・ご要望(自由記述)

内 容	
費用が業者により大きく異なるので、安い業者等の情報を提供してほしい	防犯灯をLED 防犯灯に交換するのが目的であれば、電球等の球換えで十分（電球代の一部補助）では？町内会に負担を強いる理由は何？
防犯灯は何故いるのかが原点で市としての設置基準を作って市全体の防犯灯構想の具体化を示し細部に渡って自治連自治会が検討して、構想に基づく許可をして頂ければ助かるし、その方が良く考える	町内で照度計を持っている訳でもないし、本当に必要個所に付いているかも疑問佐世保市全体で具体的案を作ってください
防犯灯の器具とLEDが一体型なので、約10年後には、再度工事依頼が必要で、一灯当たり約1.2万円、100灯だと120万円必要になるLED化により1年間10万円（10年間100万円）の町財政節減の見込が立たない器具とLED球の分離型、10年後にはLEDランプのみ取替えで済むようなLED防犯灯の新商品開発が望ましい	今のままの補助金（4,500円/1基）では平成28年度までには達成がむずかしいのではないかと思う現在の約1/3の金額を2/3以上に増額されれば効果が早くなり、市の財政が楽になるのではないかと思います
当町保有の防犯灯は550灯あり、24,25年度で173灯をLEDに交換したが、残りが多く予算の関係で全部交換には5年以上必要と考えている	以前は痴漢やのぞき等の情報があったが、LED化後は全く聞かなくなった点は防犯上の効果が大きいと思われます明るいので気分も晴れ晴れです
市民の財産、生命を守る意味で市当局の公共事業を希望します	LED防犯灯を設置している支柱、特に木柱の老朽化が進み、これらの支柱新設の為に補助金を支援してほしい
年に一度の申請に加え、球切れに対しても随時申請できるようにしてほしい	LED防犯灯の性質などを周知してもらいたい又、同灯の球切れなど発生した場合の補助などしてもらえるのか
費用に対して効果が少なく感じている	設置業者や設置費用に対する情報提供
電柱まで取替え、将来的に新しい方が良いと思いますが、負担金が心配です	LEDについての認識が良く出来ていないそれなりの専門の立場の人が出前講座で指導教育をして納得を促す必要がある

電柱が無い所に防犯灯を設置したいのですが、電柱の設置料が高額なので設置料の支援をお願いしたい	LED 対策は、躊躇する意見、見識があるようです工事費用の面、耐久性の面、書類手続き等が厄介であるもっと簡素化できないのか費用の面手続き面が改善されたらと思います
電気工事店に尋ねると、現在の LED 器具自体約 10 年しかもたなく取替えが必要とのこと高額 LED 器具の取替えと現在の蛍光灯費用面との比較すると懐疑的である	市側が LED 化に全面指令を発して、それに則しない地区は電灯料の補助は停止するという強行でやれば解決に向かうと思うが現在は、電灯料の補助があるので無理してしなくてもという意見もある
手続きの簡素化出来上がった時点で九電等の書類が提出されるその時点だけで良いのでは？	LED に切り替えたいが、公民館が老朽化しており積立金を補完したい
昨年 1 個新設老人が 1 人住まいのため、周りに家もなく、坂道のため、設置費用は町内でまかなう（市の補助受けていない）	LED 製造業者に対して、安価に提供してもらえよう働きかけてください
定期的な手入れ、ゴミや虫等の掃除を 2 年おきぐらいにしたのですが、その補助があればよいと思います	25 年 2 月以降の電気料金からすると、市の試算は正しいものであった今後、経年変化に伴う出費等に注目の必要がある
町内の規模が小さく原資がないため補助金を頂いても不足分を町内から出すゆとりがない現状であり、原資を数年間で貯蓄して LED 化に対応して行きたいと考えている	佐世保市が一括して契約すれば単価が下がり LED 化が進むと思う
新設でなく、古い分交換（例）杉の支柱などの取替えなども一緒に補助金を出してもらいたい	業者によって費用の開きが見られる市の方で統一単価での対応ができないか、メンテナンスを含めて一考を
担当者が各自治会の皆様に話をしてほしい	小型軽量のため、台風被害にあいにくくなったし、虫も寄り付きにくく少なくなった
そのうち LED は安くなるので、急ぐ必要はないのではないかと	現在の防犯灯で不自由とは感じていない LED 交換時の負担が問題
設置費用について、それぞれの業者においてまちまちという感がする市が費用の低額な業者を町内会に紹介するか、全業者一律にするかを考慮してもらいたい	各班長の LED 化に対する認識の問題があります LED 導入後の利点に関する周知に関して充実をお願いしたい
正常に点灯している外灯を取り替える必要なし	消費税、LED 器具の値上げにより地区予算が厳しい状況になり、行事の縮小も考えられます
既に LED 防犯灯を設置した町から聞きましたが、現状の場所で LED を設置した所、今よりも暗いところがあると聞いた新しく設置するとなれば、今よりも明るくなる方が良い LED の W 数を上げる事も考慮したら？	直ぐに全灯 LED に変えたいが部落の予算上無理であるが、LED 化には賛成である

●集まりや話し合いの場所（問 28） \* その他（自由記述）

町内の寺院	体育館
他町の公民館を借用	となりの地区の集会所を借りている
消防分団	団地の集会場
教会の信徒会館	他の会議室を有料で利用
神社社務所	

●集会所の所有数（問29）

所有数	回答数	集会所数
1カ所	419	419
2カ所	11	22
3カ所	5	15
4カ所	3	12
5カ所	1	5
合計	439	473

●集会所の所有形態（問30）

建 物			土 地		
町内会所有	399		町内会所有		236
借家	58		借地		213
不明	16		不明		24
合計	473		合計		473
【借家の内訳】			【借地の内訳】		
持 ち 主	民間	12	持 ち 主	民間	94
	佐世保市	27		佐世保市	81
	佐世保市以外の 行政機関	15		佐世保市以外の行 政機関	24
	不明	4		不明	14
	合計	58		合計	213
借 家 料	無償	41	借 地 料	無償	132
	有償	10		有償	66
	不明	7		不明	15
	合計	58		合計	213

●集会所の共同利用の有無（問30）

区分	回答数
共同利用していない	386
共同利用している	19
不明	68
合計	473

## 町内会に関するアンケート

町内会・自治会・公民館・区など（以下、町内会といいます。）は、多くの市民の皆様が加入する最も身近な住民自治組織であり、地域のまちづくり活動の基盤として重要な役割を担っています。

こうした中で、全国的に町内会加入率の低下や、高齢化による役員等の担い手不足、町内会運営・活動の停滞などにより、住民同士のつながりが薄れ、持続可能な活力ある町内会の維持が懸念されます。

そこで、本アンケートは、町内会長の皆様に、町内会の現状と課題、また今後の活動などについてご意見を伺い、これからの本市の事業推進のための基礎資料とさせていただくことを目的としております。

ご多用中と存じますが、本アンケートにご協力いただきますよう、よろしく申し上げます。

### アンケート回答について

◎ 各設問について、当てはまる番号に○印をつけてください。

設問によっては、当てはまるものを複数の番号に○印をつける場合もありますので、説明をよく読んでご回答ください。

また、回答が「その他」などの自由記述の場合は、カッコ内になるべく具体的にその内容をご記入ください。

◎ ご記入いただきました本アンケートは、恐れ入りますが、9月20日（金）までに同封しております返信用封筒（切手をはる必要はありません。）にてご返送ください。

◎ アンケート結果については、公表することもございますが、個人や町内会が特定されることはありませんので、ご理解とご協力をお願いします。

◎ ご不明な点がございましたら、下記連絡先までお問い合わせをお願いします。

### 【連絡先】

佐世保市役所 市民生活部 市民生活課 市民生活係 担当：橋本、波木、吉村  
TEL 0956-24-1111 内線（2252～2256）



問7 班長の任期は、1期あたり何年ですか。当てはまるものを1つ選び、番号に○をつけてください。

- |       |         |       |
|-------|---------|-------|
| 1. 1年 | 2. 2年   | 3. 3年 |
| 4. 4年 | 5. 5年以上 |       |

問8 町内会長の手当は1年間あたりどれくらいですか。当てはまるものを1つ選び、番号に○をつけてください。

- |                 |                 |
|-----------------|-----------------|
| 1. 0円           | 2. 5万円未満        |
| 3. 5万円から10万円未満  | 4. 10万円から15万円未満 |
| 5. 15万円から20万円未満 | 6. 20万円以上       |

問9 町内会加入の世帯数はどれくらいですか。当てはまるものを1つ選び、番号に○をつけてください。

- |                    |                   |
|--------------------|-------------------|
| 1. 50世帯未満          | 2. 50世帯から100世帯未満  |
| 3. 100世帯から300世帯未満  | 4. 300世帯から500世帯未満 |
| 5. 500世帯から1000世帯未満 | 6. 1000世帯以上       |

問10 町内会の会費は、1世帯あたり月額いくらですか。当てはまるものを1つ選び、番号に○をつけてください。

- |                 |                  |
|-----------------|------------------|
| 1. 300円未満       | 2. 300円から500円未満  |
| 3. 500円から750円未満 | 4. 750円から1000円未満 |
| 5. 1000円以上      |                  |

問11 町内会の1年間の予算規模はどれくらいですか。当てはまるものを1つ選び、番号に○をつけてください。

- |                   |                   |
|-------------------|-------------------|
| 1. 50万円未満         | 2. 50万円から100万円未満  |
| 3. 100万円から200万円未満 | 4. 200万円から300万円未満 |
| 5. 300万円以上        |                   |

問12 町内会の会則（規則）はありますか。当てはまるものを1つ選び、番号に○をつけてください。

- |      |      |
|------|------|
| 1. 有 | 2. 無 |
|------|------|

③ 町内会の活動についてお尋ねします。

問 1 3 町内会には、総務部、防犯防災部など、どのような部がありますか。またそれぞれの部で、主にどのような活動をしていますか。記入例を参考にすべてをご記入ください。

部名	主な活動
部	
部	
部	
部	
部	
部	
部	
部	
部	

記入例

部名	主な活動
総務部	町内広報紙作成、行政連絡等
防犯防災部	防犯パトロール、避難訓練等
保健福祉部	敬老祝い等、お茶の間トーク等
生涯学習部	スポーツ活動、レクレーション活動、夏祭り等
青少年部	非行防止パトロール、世代間交流等
環境衛生部	清掃、ごみステーションの管理、草刈、花植等
女性部	イベント時の炊き出し、バザー等

問14 町内会の活動状況はどう思われますか。当てはまるものを1つ選び、番号に○をつけてください。

1. 大変活発である。
2. 比較的活発である。
3. どちらとも言えない。
4. 低迷している。

問15 町内会の活動を行う上での最も大きな問題点は何ですか。当てはまるものを1つ選び、番号に○をつけてください。

1. 役員のなり手が少ない。
2. 役員の負担が大きい。
3. 高齢化が進んでいる。
4. 定例的な地域活動への参加者が少ない。
5. 町内会の加入者が少ない。
6. 子どもが少ない。
7. 特に問題点はない。
8. その他（自由記述： \_\_\_\_\_）

**④ 町内会の加入促進についてお尋ねします。**

問16 町内会への加入促進のために行っていることはありますか。当てはまるものをすべて選び、番号に○をつけてください。

1. 訪問により未加入世帯への加入を呼びかけている。
2. 町内会独自でチラシを作成し配布している。
3. 市からのポスターやチラシを掲示板等に掲示している。
4. 賃貸住宅のオーナーや管理会社に加入を呼びかけている。
5. 高齢者世帯等に対して役員を免除する規定を設けている。
6. 学生等に対して町内会の会費を免除する規定を設けている。
7. 行っていることは特にない。
8. その他（自由記述： \_\_\_\_\_）



⑤ 町内会の再編について、町内会長ご自身のお考えをお尋ねします。

問17 町内会を運営する上で、現在の町内会区域の世帯数について、どのように思いますか。当てはまるものを1つ選び、番号に○をつけてください。

1. 適切と考えている。
2. 多いと考えている。
3. 少ないと考えている。
4. その他（自由記述： \_\_\_\_\_）

問18 町内会を運営する上で、適切な規模とされる1町内会あたりの世帯数をどれくらいと思いますか。（ \_\_\_\_\_ ）内に数字をご記入ください。

（ \_\_\_\_\_ ）世帯

問19 町内会を運営する上で、適切な規模とされる1班あたりの世帯数をどれくらいと思いますか。（ \_\_\_\_\_ ）内に数字をご記入ください。

（ \_\_\_\_\_ ）世帯

問20 町内会規模は、大小さまざまであり、町内会運営が難しい状況のところもありますが、今後の町内会運営のあり方を検討する上で、町内会の再編（2つの町内会を1つの町内会に統合することや、1つの町内会を2つの町内会に分割することを意味します。）について、どのように思いますか。当てはまるものを1つ選び、番号に○をつけてください。

1. 再編が必要である。
2. 再編は必要と思うが、現実的に難しい。
3. 再編の必要はない。
4. わからない
5. その他（自由記述： \_\_\_\_\_）

**⑥ 行政の支援についてお尋ねします。**

問2 1 町内会に対して、佐世保市からどのような支援を希望しますか。最も当てはまるものを2つまで選び、番号に○をつけてください。

1. 人材の育成（研修・学習機会の提供等）
2. 情報の提供（先進的な活動事例、活動助成制度の紹介等）
3. 運営や活動に対する助言（運営手引きの作成等）
4. 未加入者対策（転入者や未加入者への町内会加入促進、町内会活動の周知等）
5. 地域の各種団体と連携・協力体制づくりへの支援
6. 行政側の対応の一本化（町内会補助金の統一、行政窓口の一元化等）
7. 特に支援の必要はない

※ 上記以外に、佐世保市からどのような支援を希望されますか。

（自由記述： \_\_\_\_\_）

**⑦ 地域コミュニティについてお尋ねします。**

問2 2 佐世保市では、第6次総合計画後期基本計画の重点プロジェクトのひとつとして「地域の絆プロジェクト」を位置づけており、町内会などの地域コミュニティ活動の支援及びその活性化を目的とした「地域コミュニティ推進事業」を進めています。このことについて、当てはまるものを1つ選び、番号に○をつけてください。  
（現在は、市内4地区において、モデル事業の取り組みを始めています）。

1. 内容を含めて知っている。
2. 聞いたことがあるが、内容は知らない。
3. 知らない。

**⑧ 今後の町内会の活性化についてお尋ねします。**

問2 3 今後、町内会がどのようにすれば活性化できるのか、ご意見・ご要望などを含め、ご自由にお書きください。

（ \_\_\_\_\_ ）

⑨ 防犯灯を所有される町内会または今後所有予定の町内会にお尋ねします。

問24 佐世保市では、平成24年度から平成28年度までの5年間で、町内会が所有されている防犯灯を全灯LED防犯灯に交換することを目標に設置補助制度を創設しました。今後、LED防犯灯へ交換することについて、当てはまるものを1つ選び、番号に○をつけてください。

1. 計画的に防犯灯全灯をLED防犯灯に交換する。( )年計画
2. 球切れ・老朽化したものから順次交換していく。
3. 既に全灯をLED防犯灯に交換している。
4. LED防犯灯へ交換予定はない。(理由: )

問25 平成24年度から平成28年度までの5年間で町内会がLED防犯灯の普及促進を図るためには、補助金の増額以外に、何が必要と考えますか。当てはまるものを1つ選び、番号に○をつけてください。

1. LED防犯灯導入費用の貸付制度
2. LED防犯灯導入後の利点に関する周知・広報の充実
3. 平成28年度までの5年間ではLED防犯灯への交換が難しいので、補助制度の期間延長が必要
4. 特になし
5. その他(自由記述 )

問26 LED防犯灯を設置された町内会にお尋ねします。LED防犯灯設置後の効果として、当てはまるものを3つまで選び、番号に○印をつけてください。

1. 電球交換等の維持管理に係る費用が軽減された。
  2. 役員(防犯部長など)の負担が軽減された。
  3. 電気料金が節減された。
  4. 明るくなり、防犯上の効果があがった。
  5. 虫が寄り付かなくなった。
  6. 環境への配慮に貢献できた。
- ※ その他の感想をお聞かせください。

( )

問27 そのほかに防犯等LED化に対して、ご意見等があればお聞かせください。

( )

